



第2次れいんぼうプラン

第2次伊勢市男女共同参画基本計画

伊勢市

平成18年7月11日 男女共同参画都市宣言
平成19年4月1日 男女共同参画推進条例施行

伊勢市
男女共同参画都市宣言

私たちは、
美しい自然と豊かな文化に恵まれ、
古くより“お伊勢さん”と親しまれた
このまちを誇りとし、
男女が性別を超え世代を超え、
人として尊重しあい
喜びも責任も分かちあい、
共にいきいきと自分らしく生きる
ことのできる伊勢市をめざして、
ここに「男女共同参画都市」を
宣言します。

平成 18年 7月 11日

性差にとらわれず、個々の多様性を認め、尊重しあう

伊勢市では、平成 20 年 3 月に策定した「伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）」を基に、市民、事業者、教育者と行政が協働して、男女共同参画の推進に取り組んできました。

この間、男女の働き方や生き方に対する価値観は時代とともに変化し、ライフスタイルはますます多様化しています。男性の家事・育児参加が進み、一部の職種では性別による固定観念が変化するなど、性別より個性を尊重する考え方も見られるようになりました。

一方、しきたりや慣習、家庭生活における性別役割分担意識は根強く残っています。働く場では賃金や配置・昇進などの男女格差が依然として見られ、結婚や出産で約 6 割の女性が離職しています。また、意思決定の場への女性の参画は進まない状況です。こうした状況を解消し、さまざまな場面において、性別にかかわらず能力を発揮できる環境づくりが必要です。

このような社会情勢に対応した施策を展開するため、新たに「第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画に基づき、男性にとっても女性にとっても生きやすい男女共同参画社会の実現をめざし、積極的に取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

最後に、計画策定にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、伊勢市男女共同参画審議会委員および関係者各位に心から感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

伊勢市長 鈴木 健一

目次

計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の目的 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の期間 2

II 計画策定の背景

- 1 世界の動き 2
- 2 国の動き 2
- 3 三重県の動き 3
- 4 伊勢市の動き 3

III 伊勢市の状況

- 1 少子高齢化の進行 5
- 2 世帯構造の変化 5
- 3 就労の状況 6

第1章 計画の基本理念 9

第2章 計画の目標と体系 10

第3章 具体的施策

- 1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 11
- 2 家庭・地域における男女共同参画の推進 15
- 3 働く場における男女共同参画の推進 19
- 4 意思決定の場における男女共同参画の推進 23
- 5 人権の尊重と心身の健康支援 26
- 6 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 28

第4章 推進体制の充実と強化 32

資料 34

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

伊勢市は、2006年(平成18年)7月11日に「伊勢市男女共同参画都市」を宣言し、2007年(平成19年)4月に伊勢市男女共同参画推進条例を施行しました。2008年(平成20年)3月には、伊勢市男女共同参画基本計画(れいんぼうプラン)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

その後5年が経過し、2012年(平成24年)4月に実施した市民意識調査では、市民の意識に少しずつ進展は見られるものの、依然として性別による固定的な役割分担意識は根強く残っていることが窺えます。

さらに、近年の雇用情勢の悪化や少子高齢化、人口減少傾向は伊勢市においても例外ではなく、2011年(平成23年)2月に作成した「将来の伊勢市のすがた」では、20年後推計人口は86.3%に減少、約3人に1人が65歳以上と予測しています。

また、これまで関わりが乏しかった防災分野への女性の参画、働く場における積極的な推進、DV被害者保護施策の充実など、追加を検討すべき課題も出てきています。

このような情勢の中、本市が活力あるまちとして発展していくためには、男女がそれぞれ持てる力を十分に発揮し、互いを思いやり、すべての人が自立することを目指す男女共同参画社会の実現がより一層必要です。

このため、現行の「伊勢市男女共同参画基本計画(れいんぼうプラン)」による取り組みを検証し、男女共同参画社会基本法、国の「第3次男女共同参画基本計画」(2010年(平成22年)12月策定)、「第2次三重県男女共同参画基本計画」(2011年(平成23年)3月策定)などと整合を図りながら、伊勢市男女共同参画推進条例の目的や理念を踏まえ、第2次伊勢市男女共同参画基本計画(れいんぼうプラン)を策定するものです。

2 計画の位置づけ

伊勢市男女共同参画推進条例第10条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。

また、この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にも位置づけています。

3 計画の期間

計画期間は、2013 年度(平成 25 年度)から 2017 年度(平成 29 年度)の 5 ヶ年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況など、必要に応じて見直しを行います。

II 計画策定の背景

1 世界の動き

- 国際連合は、1975 年(昭和 50 年)を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」を採択しました。それに続く 10 年を「国際婦人の十年」とし、国際的な行動が本格的に始まりました。
- 1979 年(昭和 54 年)、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。
- 1995 年(平成 7 年)、北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」を採択、女性のエンパワーメント強化などの戦略目標と行動が示されました。
- 2000 年(平成 12 年)、ニューヨークの国連本部で国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」及び「成果文書」が採択されました。
- 2005 年(平成 17 年)には、「第 49 回国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、女性の自立と地位向上に向けた更なる取り組みを国際社会に求める宣言などが採択されました。
- 2010 年(平成 22 年)には、「第 54 回国連婦人の地位委員会(北京+15)」が開催され、「北京宣言」及び女性 2000 年会議の「成果文書」の再確認などが行われました。

※ 国際的に見た日本の女性の参画状況は、4 頁の人間開発指数(HDI)、ジェンダー不平等指数(GII)、ジェンダー・ギャップ指数(GGI)における日本の順位を参照

2 国の動き

- 1946 年(昭和 21 年)、日本国憲法が制定され、男女平等の理念がうたわれました。
- 1975 年(昭和 50 年)、国際婦人年を契機とする世界的な動きを踏まえ、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、1977 年(昭和 52 年)には国内行動計画を策定、女性の地位向上に関する総合的な取り組みが始まりました。そして、「国籍

法」及び「戸籍法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」の制定など国内法の整備が行われ、1985年(昭和60年)、女子差別撤廃条約が批准されました。

- 1987年(昭和62年)には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が、1996年(平成8年)には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 1999年(平成11年)、「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000年(平成12年)、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、国内外のさまざまな状況の変化を考慮し、更なる男女共同参画社会実現に取り組むため、2005年(平成17年)に第2次、2010年(平成22年)に第3次の「男女共同参画基本計画」が策定されています。

3 三重県の動き

- 1979年(昭和54年)、県内初の行動計画「三重県婦人対策の方向」が策定され、以後、1987年(昭和62年)に「みえの第2次行動計画ーアイリスプラン」、1995年(平成7年)に「みえの男女共同参画推進プランーアイリス21」が策定され、男女共同参画に向けた取り組みが進められました。
- 2000年(平成12年)には「三重県男女共同参画推進条例」が制定され、2002年(平成14年)、この条例に基づき「三重県男女共同参画基本計画」が策定され、施策を総合的かつ計画的に推進する体制が整備されました。
- 2007年(平成19年)3月には、男女共同参画社会の実現に向けて総合的、計画的な取り組みを一層推進するため、基本計画の一部改訂が行われ、2011年(平成23年)3月には「第2次三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。

4 伊勢市の動き

- 伊勢市では、2005年(平成17年)、4市町村の合併を機に新たな伊勢市として、2006年(平成18年)7月11日「男女共同参画都市」を宣言し、市の内外に男女共同参画を推進していくという決意を表明しました。
- 2007年(平成19年)には、市民と市が一体となり「伊勢市男女共同参画推進条例」を制定、施行しました。そして、この条例に基づき、2008年(平成20年)、「伊勢市男女共同参画基本計画(れいんぼうプラン)」を策定しました。れいんぼうプランに基づき、だれもが生き生きと自分らしく生きることのできる伊勢市をめざして、市民と行政などが協働してさまざまな取り組みを実施してきました。

《参考》 国際的に見た女性の参画状況

「長寿」「教育」「所得」の充足度(人間開発指数=HDI)、それを達成するための男女の格差(ジェンダー不平等指数=GII)では、日本は12位、14位(2011年)となりますが、「経済」「教育」「政治」「保健」の分野における男女間格差を明らかにするジェンダー・ギャップ指数(GGI)になると、女性の政治・経済への参画度の低さ、労働賃金の男女格差などが影響し、日本は135か国中101位(2012年)と低い順位になっています。

① 人間開発指数(HDI)

| 順位 | 国名 | HDI値 |
|----|-----------|-------|
| 1 | ノルウェー | 0.943 |
| 2 | オーストラリア | 0.929 |
| 3 | オランダ | 0.910 |
| 4 | 米国 | 0.910 |
| 5 | ニュージーランド | 0.908 |
| 6 | カナダ | 0.908 |
| 7 | アイルランド | 0.908 |
| 8 | リヒテンシュタイン | 0.905 |
| 9 | ドイツ | 0.905 |
| 10 | スウェーデン | 0.904 |
| 11 | スイス | 0.903 |
| 12 | 日本 | 0.901 |
| 13 | 香港 | 0.898 |
| 14 | アイスランド | 0.898 |
| 15 | 韓国 | 0.897 |
| 16 | デンマーク | 0.895 |
| 17 | イスラエル | 0.888 |
| 18 | ベルギー | 0.886 |
| 19 | オーストリア | 0.885 |
| 20 | フランス | 0.884 |
| 21 | スロベニア | 0.884 |
| 22 | フィンランド | 0.882 |
| 23 | スペイン | 0.878 |
| 24 | イタリア | 0.874 |
| 25 | ルクセンブルグ | 0.867 |
| 26 | シンガポール | 0.866 |
| 27 | チェコ共和国 | 0.865 |
| 28 | 英国 | 0.863 |
| 29 | ギリシャ | 0.861 |
| 30 | アラブ首長国連邦 | 0.846 |

② ジェンダー不平等指数(GII)

| 順位 | 国名 | GII値 |
|----|---------|-------|
| 1 | スウェーデン | 0.049 |
| 2 | オランダ | 0.052 |
| 3 | デンマーク | 0.060 |
| 4 | スイス | 0.067 |
| 5 | フィンランド | 0.075 |
| 6 | ノルウェー | 0.075 |
| 7 | ドイツ | 0.085 |
| 8 | シンガポール | 0.086 |
| 9 | アイスランド | 0.099 |
| 10 | フランス | 0.106 |
| 11 | 韓国 | 0.111 |
| 12 | ベルギー | 0.114 |
| 13 | スペイン | 0.117 |
| 14 | 日本 | 0.123 |
| 15 | イタリア | 0.124 |
| 16 | オーストリア | 0.131 |
| 17 | チェコ共和国 | 0.136 |
| 18 | オーストラリア | 0.136 |
| 19 | ポルトガル | 0.140 |
| 20 | カナダ | 0.140 |
| 21 | キプロス共和国 | 0.141 |
| 22 | イスラエル | 0.145 |
| 23 | マケドニア | 0.151 |
| 24 | ギリシャ | 0.162 |
| 25 | ポーランド | 0.164 |
| 26 | ルクセンブルグ | 0.169 |
| 27 | クロアチア | 0.170 |
| 28 | スロベニア | 0.175 |
| 29 | リトアニア | 0.192 |
| 30 | エストニア | 0.194 |

③ ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

※0が完全不平等、1が完全平等を意味している

| 順位 | 国名 | GGI値 |
|-----|----------|-------|
| 1 | アイスランド | 0.864 |
| 2 | フィンランド | 0.845 |
| 3 | ノルウェー | 0.840 |
| 4 | スウェーデン | 0.816 |
| 5 | アイルランド | 0.784 |
| 6 | ニュージーランド | 0.781 |
| 7 | デンマーク | 0.778 |
| 8 | フィリピン | 0.776 |
| 9 | ニカラグア | 0.770 |
| 10 | スイス | 0.767 |
| 11 | オランダ | 0.766 |
| 12 | ベルギー | 0.765 |
| 13 | ドイツ | 0.763 |
| 14 | レソト | 0.761 |
| 15 | ラトビア | 0.757 |
| 16 | 南アフリカ共和国 | 0.750 |
| 17 | ルクセンブルク | 0.744 |
| 18 | イギリス | 0.743 |
| 19 | キューバ | 0.742 |
| 20 | オーストリア | 0.739 |
| 21 | カナダ | 0.738 |
| 22 | アメリカ | 0.737 |
| 23 | モザンビーク | 0.735 |
| 24 | ブルンジ | 0.734 |
| 25 | オーストラリア | 0.729 |
| 26 | スペイン | 0.727 |
| 27 | バルバドス | 0.723 |
| 28 | ウガンダ | 0.723 |
| } | | |
| 101 | 日本 | 0.653 |

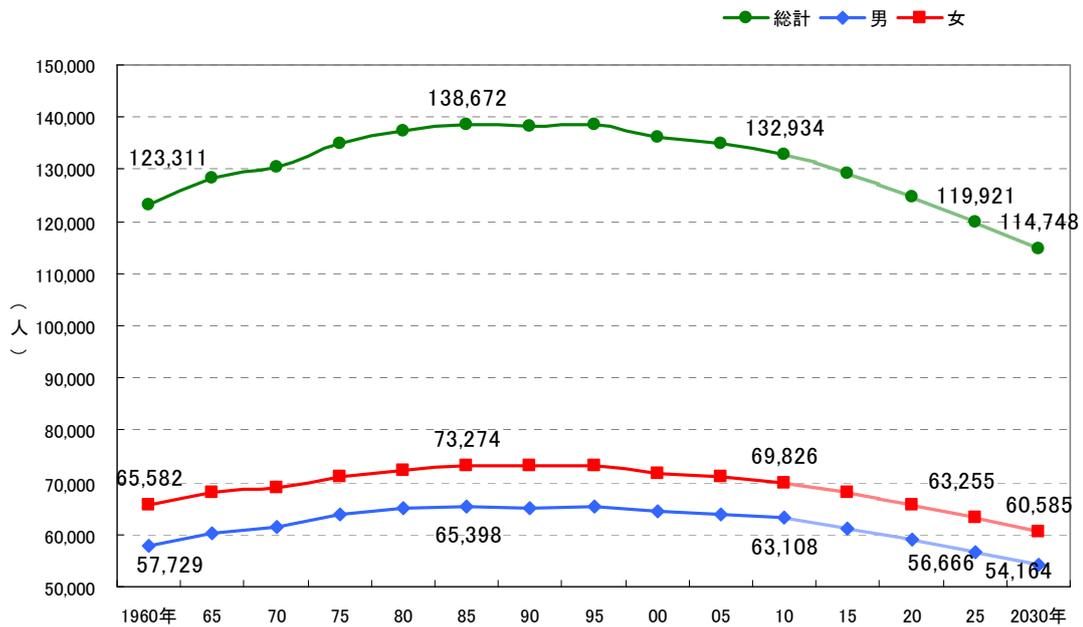
注) 1. 測定可能な国数は、HDIは187か国、GIIは146か国、GGIは135か国
2. 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2011」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2012」より作成

Ⅲ 伊勢市の状況

1 少子高齢化の進行

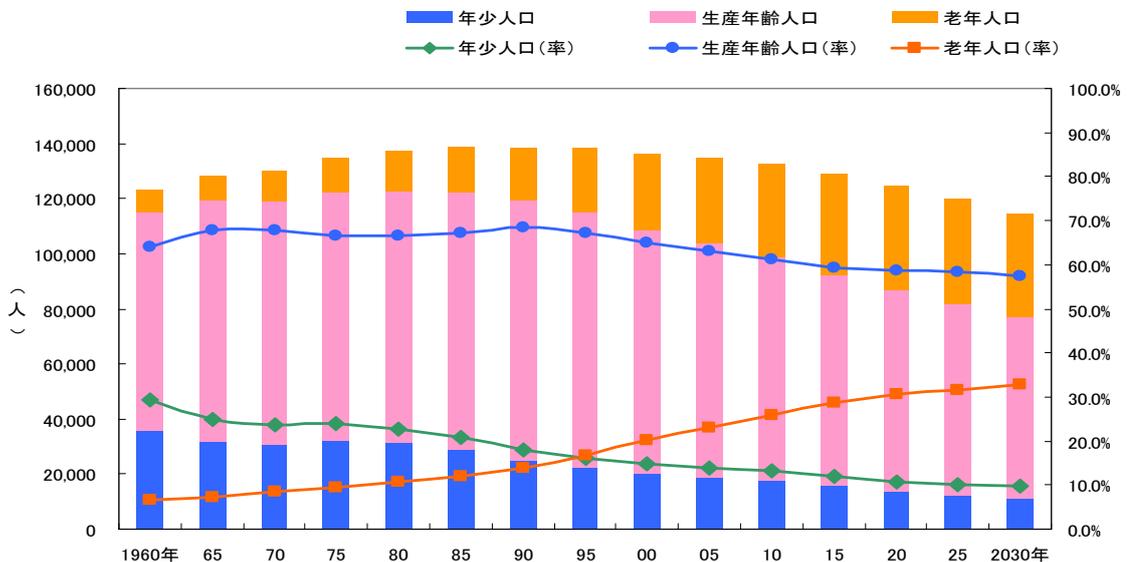
2011年(平成23年)2月に作成した「将来の伊勢市のすがた」からは、人口減少とともに少子高齢化がすすみ、生産年齢人口が減少するという人口構造の変化も予測されます。

1) 人口の推移と将来人口予測



資料:将来の伊勢市のすがた

2) 年齢構成人口の推移と構造変化

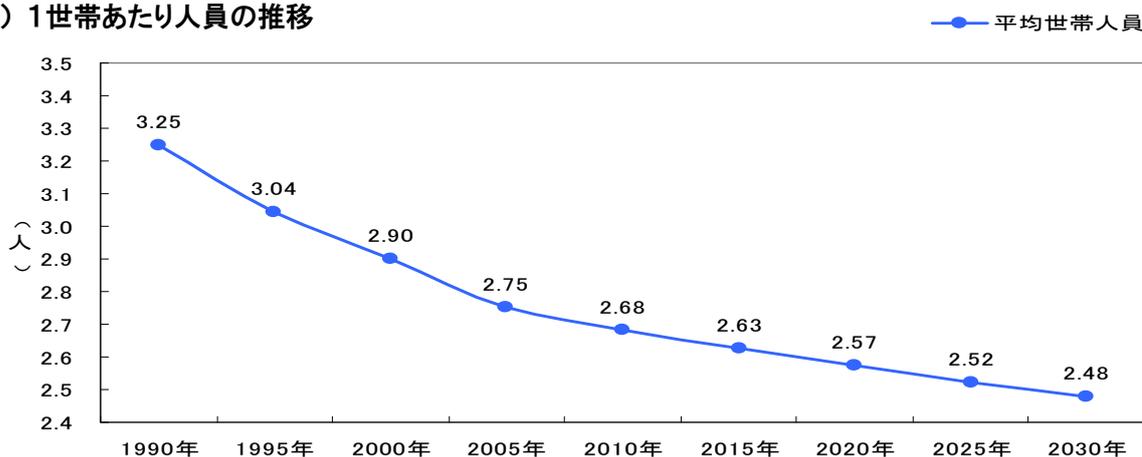


資料:将来の伊勢市のすがた

2 世帯構造の変化

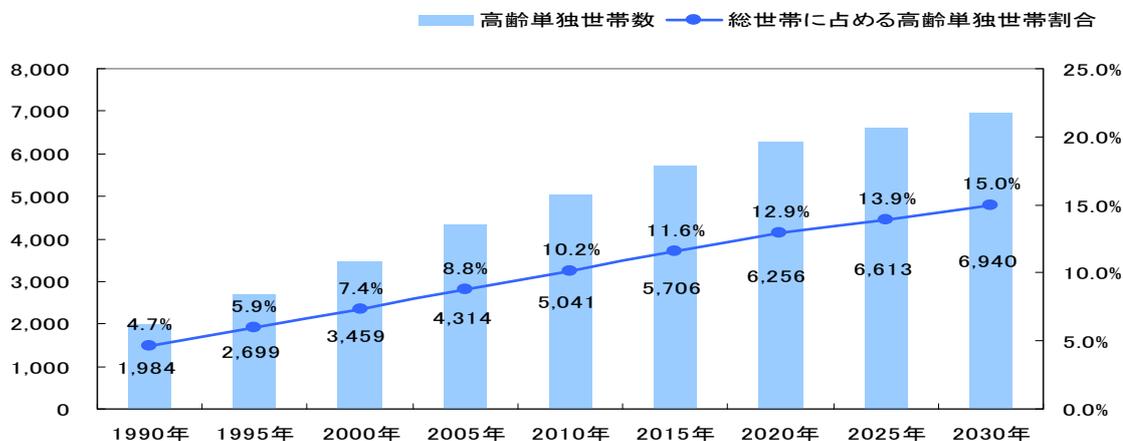
1世帯あたりの人員は減少し続け、単独世帯の増加が予測されます。2010年(平成22年)時点では、4世帯に1世帯が単独世帯(単身者)で、総人口の約10%にあたります。そのうちでも、65歳以上の高齢単独世帯は、1990年(平成2年)に20世帯に1世帯でしたが、2030年には約7世帯に1世帯になると見込まれます。

1) 1世帯あたり人員の推移



資料: 将来の伊勢市のすがた

2) 65歳以上の単独世帯数(単身者)の推移と推計



資料: 将来の伊勢市のすがた

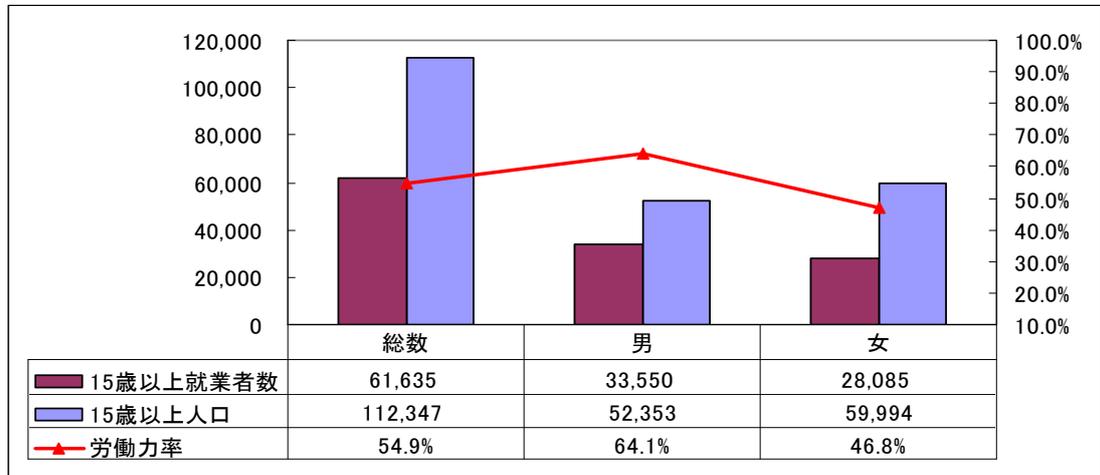
3 就労の状況

平成22年国勢調査結果をみると、15歳以上人口の54.9%は就業しており、そのうち、45.6%が女性です。産業別の就業状況は、第3次産業で女性の割合が高い状況です。年齢別の就業者数をみると、男性は20代後半から50代まで一定数維持しているのに対し、女性は20代後半から30代で一旦落ち込んでいます。

また、男女共同参画白書によると、男性雇用者と無業の妻からなる世帯が減少し続けているのに対し、共働き世帯は増えており、今後も増加が予測されます。伊勢市においても、市民意識調査回答者のうち、全年代を平均すると44.9%、30

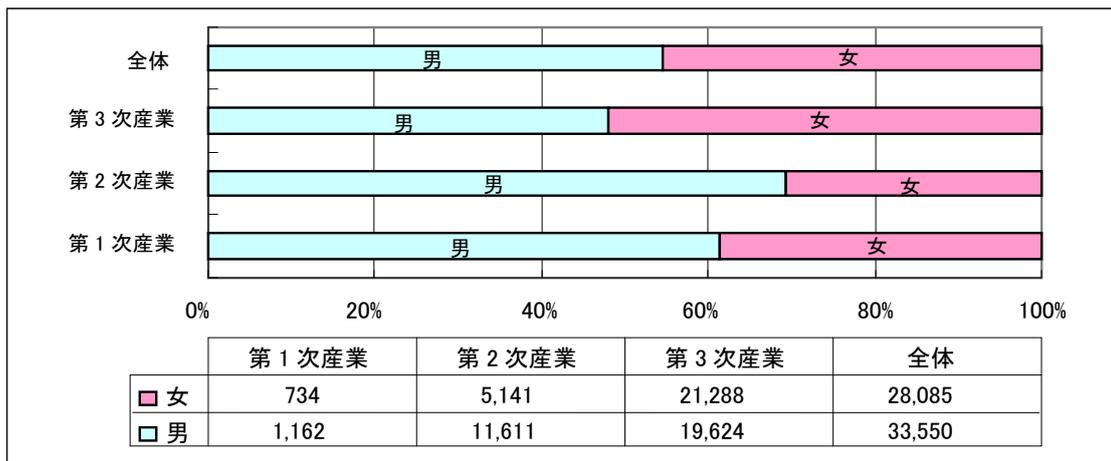
代、40代では70%以上で共働きであると答えています。

1)15歳以上就業者数



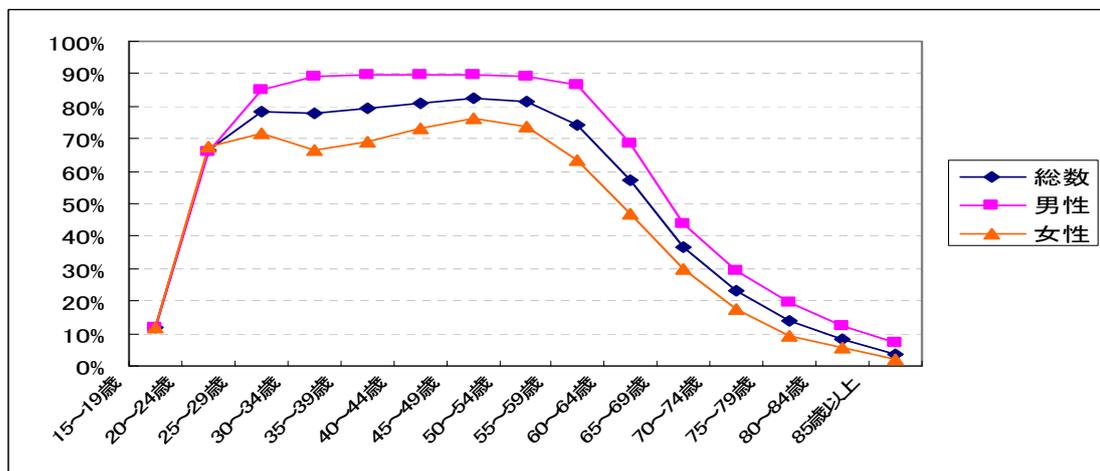
資料:平成22年国勢調査結果

2)産業(大分類), 男女別 15歳以上就業者数



資料:平成22年国勢調査結果

3)年齢(5歳階級), 男女別 15歳以上就業者数



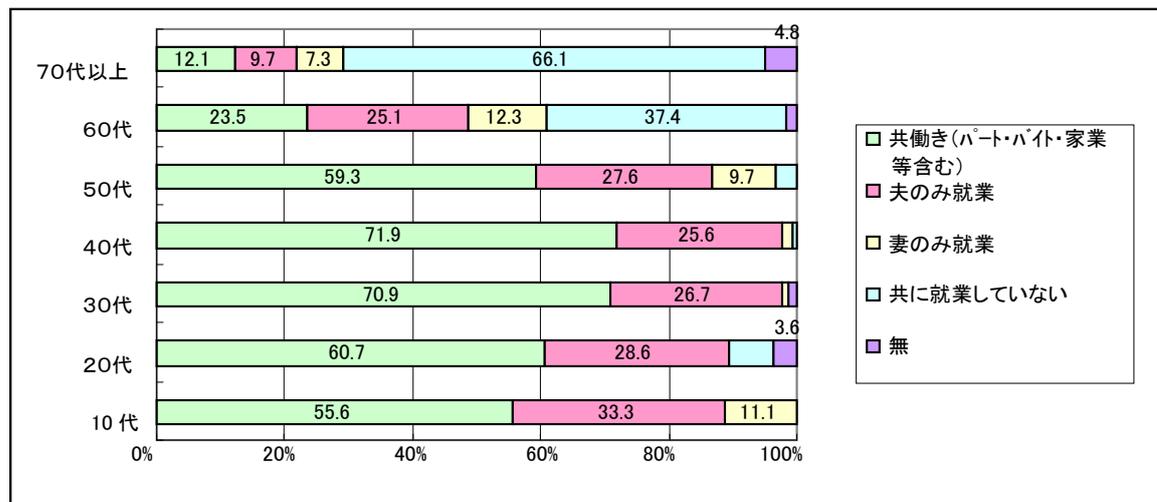
資料:平成22年国勢調査結果

4) 共働き等世帯数の推移



資料:男女共同参画白書 平成24年版

5) 夫婦の就業状況



資料:平成24年4月実施市民意識調査結果

《参考》

○ 市民意識調査

【調査対象】 市内在住の16歳以上の男女2,000人
(層化無作為抽出法により抽出)

【調査期間】 平成24年4月から5月

【設問数】 25問(属性7問除く)

【回答数】 853人(42.7%)

男性 365人(36.5%)

女性 488人(48.8%)

○ 事業所調査

【調査対象】

市内の事業所 322社

【調査期間】

平成24年7月から8月

【設問数】 18問

【回答数】 137社(42.5%)

第2章 計画の基本理念

I 基本理念

本計画は、「伊勢市男女共同参画推進条例」の基本理念をふまえ、男女それぞれが個人として自分の個性と能力を十分に発揮しつつ、他の人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざします。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けず、個人の能力を発揮する機会が確保され、自己の存在価値を認めることのできる実質的な男女の人権が尊重される社会をめざします。

2 社会における制度等の見直し

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度、慣行が個人としての生き方を阻害することなく、また、自立した個人として活動できる社会をめざします。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

社会のあらゆる分野で、重要な事項を決定する場に男女が共に参画することが、男女共同参画社会を形成していくうえで不可欠です。男女が共に責任をもち、あらゆる分野に参画していく社会をめざします。

4 家庭生活における活動と仕事等その他の活動の両立

社会情勢の変化に伴い、人の生き方も多様化し、従来の社会体制では生活しにくくなっています。男女が共に家庭と仕事、地域活動にバランスよく参加できる社会をめざします。

5 国際的協調

わが国の男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係があり、国際社会の一員として国際的な連携・協力の下に行うことが望まれています。本市においても、こうした趣旨を踏まえ、国際的な視野にたって男女共同参画社会の実現をめざします。

第3章 計画の目標と体系

《 基本施策 》

《 施策の方向 》

男女共同参画社会の実現
＝性差にとらわれず、個々の多様性を認め、尊重しあう＝

1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- ①男女共同参画に関する正しい理解の普及
- ②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実
- ③学校等における男女共同参画教育の推進

2 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ①家庭生活における男女共同参画の推進
- ②まちづくりにおける男女共同参画の推進
- ③家庭・地域生活と仕事の両立支援

3 働く場における男女共同参画の推進

- ①企業等における男女共同参画の取り組みの支援
- ②多様な就労形態を可能にする労働環境の整備
- ③女性の能力発揮促進のための支援

4 意思決定の場における男女共同参画の推進

- ①市の審議会、委員会等への女性登用促進
- ②女性職員の管理・監督職への登用促進
- ③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

5 人権の尊重と心身の健康支援

- ①人権意識に基づいた男女平等の意識づくり
- ②国際的視野に立った男女共同参画の推進
- ③性と生殖に関する健康支援の充実

6 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

- ①暴力を許さない社会の意識づくり
- ②ドメスティック・バイオレンスへの対策
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画)
- ③セクシュアル・ハラスメント等への対策

第4章 具体的施策

1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

現況と課題

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、法律や制度の施行、さまざまな意識啓発活動などにより、徐々に変わりつつありますが、今もなお、家庭、地域、職場などの中に根強く残っています。

少子高齢化、人口減少が進行する現代にあっては、男性も女性も社会の一員として自立し、責任を担うことが求められます。家庭、地域、職場などの社会のあらゆる場に根付いている男女の性別役割分担意識を解消し、個々に応じた選択が無理なくできる社会を築くことが必要です。

そのためには、各方面への啓発活動、生涯学習の体制の充実・整備、指導者の育成、団体活動の支援などを行う必要があります。

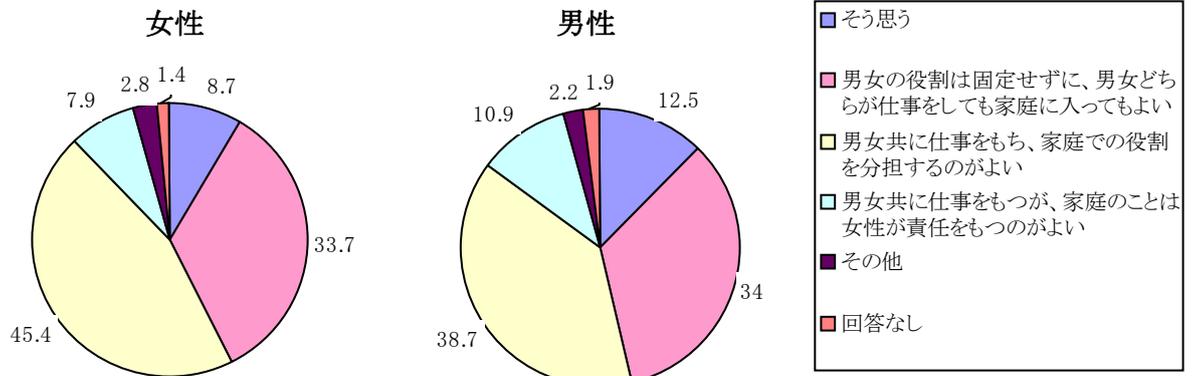
また、学校教育においては、子どもの頃から男女共同参画の理念を理解するよう、人権の尊重という基本に立ち、児童、生徒が命の尊さを学び、お互いの性についての理解を深めること、一人ひとりを自立した人間としてとらえ、個性や能力を発揮して、考え、行動できる場や機会を公平に与えられる取り組みが重要です。

家庭、地域、職場における男女共同参画についての意識啓発に取り組み、生涯を通じて学習する場の充実をはかり、市民が自ら考える機会を増やすことが必要です。

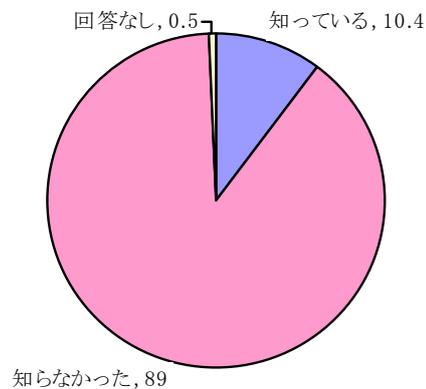


【市民意識調査(平成24年4月実施)結果】

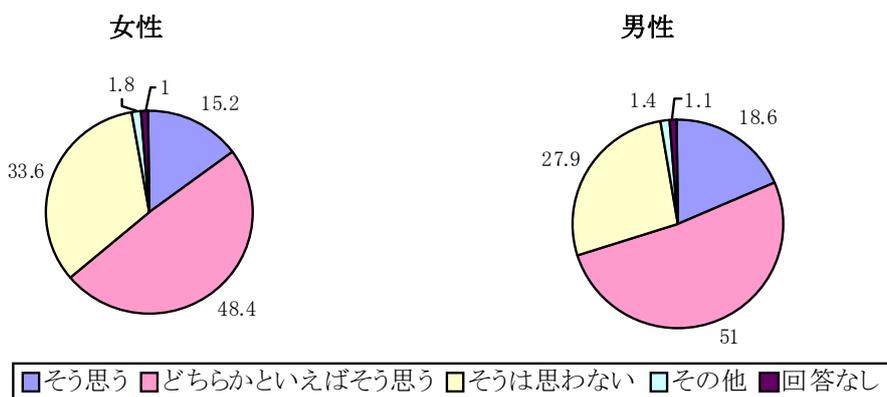
(設問) 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこれについてどう思いますか。



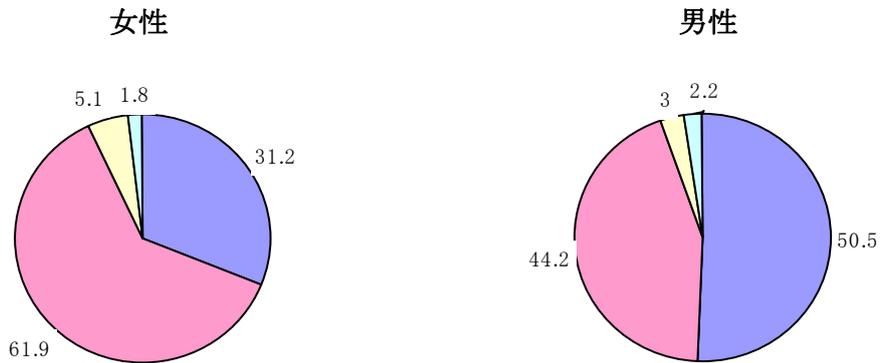
(設問) 男女がお互いに思いやる日として伊勢市が「パートナーの日」(8月17日)を設けていることを知っていましたか。



(設問) 女性は結婚したら、家事、育児などを中心に考えて生活したほうがよい。



(設問) 子どもの育て方についてどう思いますか。



■男の子は男らしく、女の子は女らしく区別して育てるのがよい ■男の子も女の子も区別せず同じように育てるのがよい
 □その他 □回答なし

施策の方向性

| | |
|------------------------------|--|
| <p>①男女共同参画に関する正しい理解の普及</p> | <p><u>市広報紙などによる啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報いせやリーフレットなどを通じた、わかりやすく実践につながる情報発信に取り組みます。 <p><u>パートナーの日(8月17日)の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「パートナーの日」のねらいを周知し、様々な場で相手を思いやる実践ができるよう啓発活動を推進します。 <p><u>市民との協働</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「男女共同参画れいんぼう伊勢」など、市民団体との連携を図り、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図ります。 <p><u>定期的な意識の把握と啓発活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画に関する市民の意識をアンケートなどにより定期的に把握し、取り組みの成果を評価するとともに、新たな施策への反映を図ります。 <p><u>メディア・リテラシーの向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民の意識形成に大きな影響力をもつメディアに対し、市民が正しく情報を評価識別し、活用できる能力の向上に努めます。 |
| <p>②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実</p> | <p><u>講演会、セミナーなどの開催と支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 講演会やセミナーなどを開催し、指導者の育成を進めるとともに、市民・事業者による取り組みを支援します。 <p><u>誰もが参加しやすい講座・セミナーなどの開設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 誰もが参加しやすい講座・セミナーなどの開催をめざし、託児サービスの充実、開催時間の配慮、内容の工 |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>夫などを行います。</p> <p>男性への啓発</p> <p>◆ 男性に向けた取り組みを積極的に行います。</p> |
| ③学校などにおける男女共同参画教育の推進 | <p>学校教育における推進</p> <p>◆ 子どもたちが社会における女性の参画について正しい知識を習得するとともに、すべての子どもが自分の将来に展望を持ち、自己実現を図れるように、学校、家庭、地域などにおける男女の相互協力や男女の対等な社会参画について学ぶ教育の推進に努めます。</p> <p>人権教育の推進</p> <p>◆ 子どもたちが、さまざまな人権問題を自分の生活や生き方と重ね合わせて考え実践行動に移していけるように人権学習の充実に努めます。</p> <p>教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実</p> <p>◆ 学校・幼稚園・保育所などの教育の場において、子どもたちと直に接する立場の教職員や保育士などを対象とした研修の機会を充実し、教職員等の男女共同参画意識の高揚を図ります。</p> <p>保護者への推進</p> <p>◆ 学校行事、PTA活動などを活用して、保護者や地域に男女共同参画の理念を更に広げるよう取り組みをすすめます。</p> |

【 成果目標 】

| 目標項目 | 現状値(2012年度) | 目標値(2017年度) |
|-----------------------------------|---------------|-------------|
| 市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率(男女全体で) | 76.3% | 80% |
| 市民意識調査における「パートナーの日」を知っている人の割合 | 10.4% | 50% |
| 男女共同参画に関する講座などの男性参加者の割合 | ※27.4%(2011年) | 40% |

※ 2011年度(平成23年度)に行った「男女共同参画れいんぼう伊勢」主催の6事業(介助講座、映画祭、講演会、料理教室、縁結び応援事業、イクメン講座)の参加者(803人)のうち男性参加者(220人)の割合

2 家庭・地域における男女共同参画の推進

現況と課題

個人のライフスタイルの変化、少子高齢化の進行などにもとない、家族のあり方が多様化しています。また、核家族や単身世帯、共働き世帯は一層の増加が見込まれる中、家族や地域住民と会話をする機会が減少し、地域の間人間関係は希薄化しています。かつてのような家庭・地域における子育て、介護、教育などの機能は低下しています。

さまざまな生き方、暮らし方が選択可能になったようにも見えますが、現実には多くの問題を抱えています。生活していく上での慣習やしきたりは従来のままのものも多くあり、家事・子育て・介護などの多くは、依然として職業の有無にかかわらず、女性が担っている場合が多い現状です。

2012年（平成24年）4月に実施した市民意識調査では固定的な性別役割分担意識に否定的な考え方を持つ人の割合が70%を超えているにもかかわらず、男女の地位については半数以上が「男性が優遇されている」と答えています。特にしきたりや慣習でその傾向は強くなっています。

東日本大震災など大きな自然災害の教訓から、人と人とのつながりの大切さやコミュニティの再生などがより叫ばれるようになり、災害対応における男女共同参画の視点が注目されています。

また、男性が家事・子育て・介護に積極的に参画することは、家族のつながりを良好にするだけでなく、働き方の見直しにつながり、事業所におけるワーク・ライフ・バランスへの取り組みの推進が期待できます。

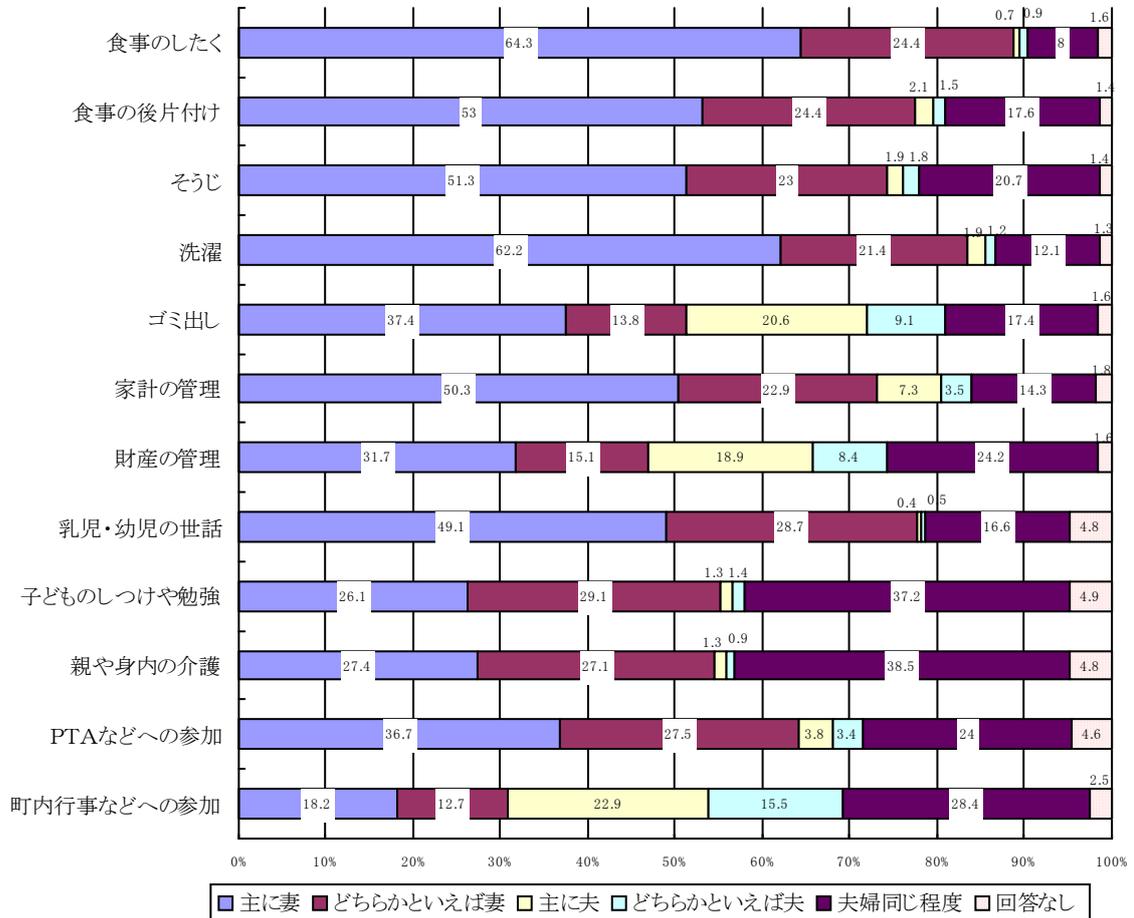
地域づくり活動や防災活動など、地域の課題を解決するためのさまざまな活動が、自治会、自主防災隊、地区みらい会議、事業所、PTA、NPOなどの多様な主体により進められています。

男性も女性も、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、一人ひとりが自らの意思で生き方が選択できる男女共同参画社会の実現が必要です。

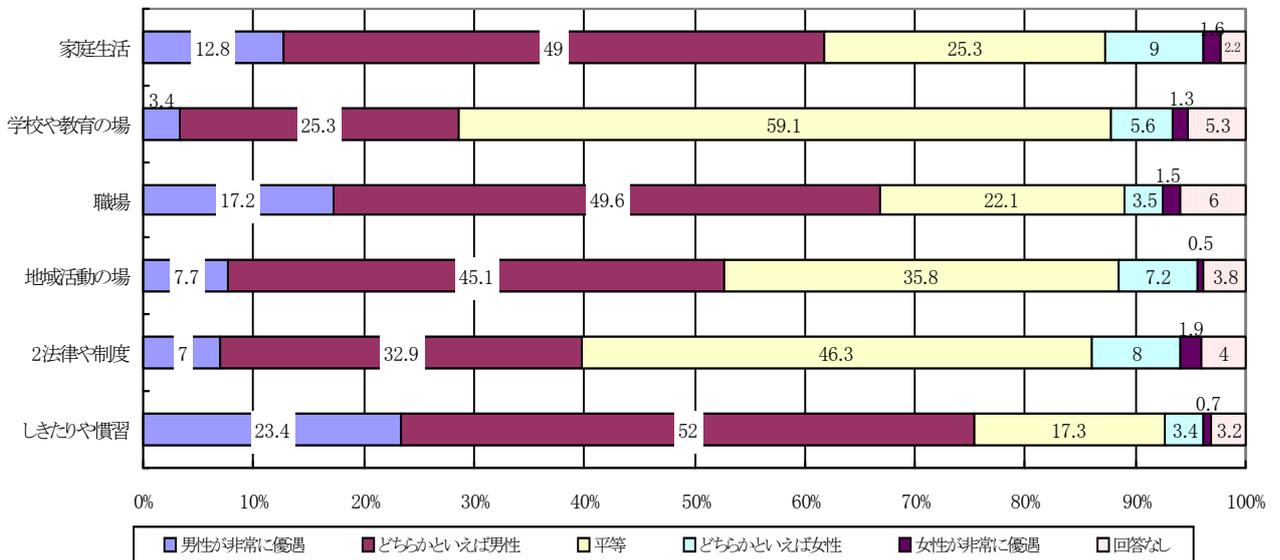


【市民意識調査(平成24年4月実施)結果】

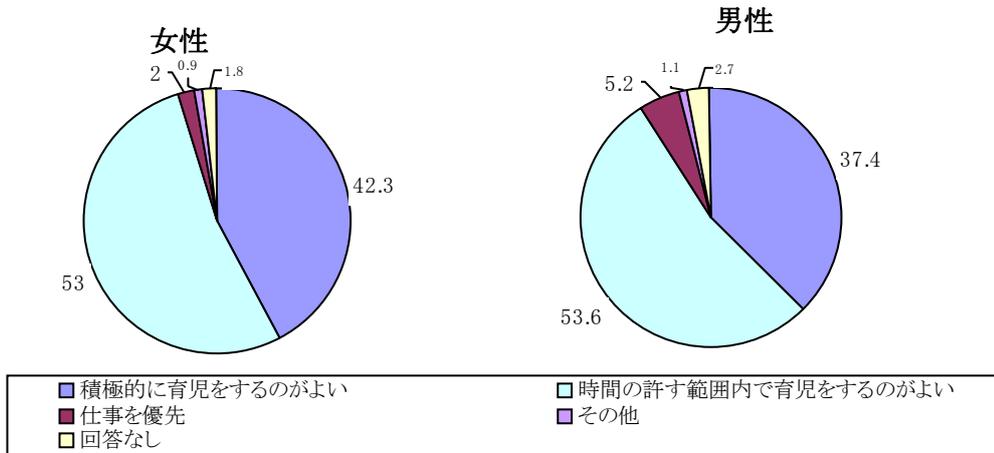
(設問) 日常生活で夫婦の分担はどのようになっていますか。配偶者のいない場合は、配偶者がいるとしたらどのようにしたいと思いますか。



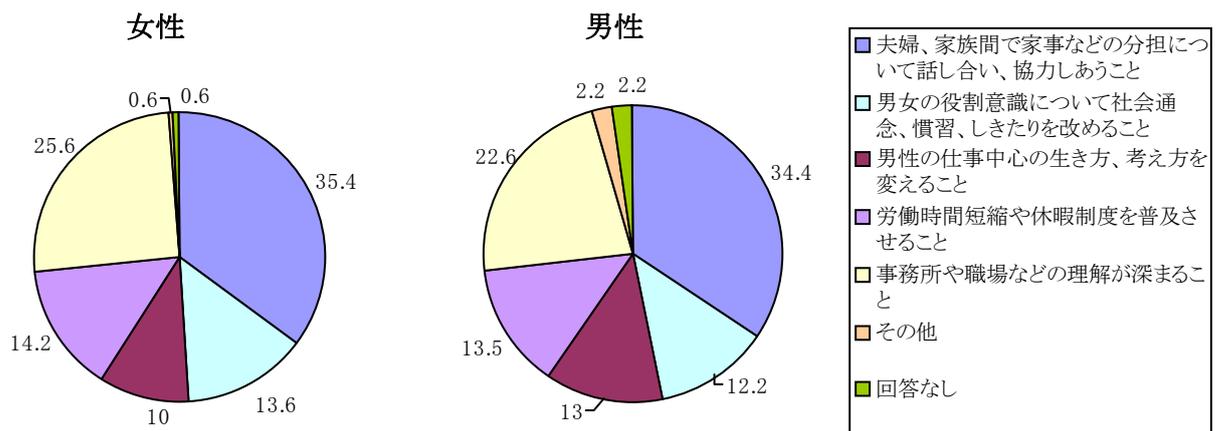
(設問) あなたは、各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。
 (家庭生活、学校や教育の場、職場、地域活動の場、法律や制度、しきたりや慣習の6項目)



(設問) 父親の育児参加についてどう思いますか。



(設問) 男性が家事や育児、介護をするために必要なことは何だと思いませんか。



施策の方向性

| | |
|---------------------------|---|
| <p>①家庭生活における男女共同参画の推進</p> | <p>家庭生活における啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 家事、子育て、介護などの家庭における活動について男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たす意識を高めるため普及啓発を進めます。 ◆ 子どもの頃から会話やコミュニケーションをとる機会を、家庭で作ることを進めます。 <p>公的サービス等の周知と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護保険制度や公的保健福祉サービスの周知徹底により、女性に偏りがちな介護等の負担軽減を図ります。 ◆ 多種多様な保育サービスや放課後児童クラブ、ファミリー |
|---------------------------|---|

| | |
|---------------------|---|
| | サポートセンターを充実させて、親が安心して育児と仕事を両立できるよう支援します。 |
| ②まちづくりにおける男女共同参画の推進 | <p><u>地域活動における啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治会や地区みらい会議など地域活動への積極的な参加を促すとともに、性別にこだわらず責任のある立場を担う意識づくりを進めます。 ◆ 固定的な性別役割分担意識に基づく慣習、取り決めなどを見直すよう働きかけます。 ◆ 地域での防災に関する取り組みにおいては、男女双方の視点の必要性について情報提供を行い、女性の参画を進めます。 |
| ③家庭・地域生活と仕事の両立支援 | <p><u>ワーク・ライフ・バランスの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 仕事と育児・介護の両立を支援することの必要性について、事業所などに向けて発信します。 ◆ 雇い主、従業員双方に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の重要性について情報提供を行います。 |

【 成果目標 】

| 目標項目 | 現状値(2012年度) | 目標値(2017年度) |
|--|-------------|-------------|
| 市民意識調査における「男女の地位の平等(家庭生活)」について「平等」と考える人の割合 | 25.3% | 50% |
| 地区みらい会議における代議員の女性参画率 | ※17.0% | 40% |

※2012年(平成24年)6月までに設立した6つの地区みらい会議の代議員総数(265人)のうち女性(45人)の割合



3 働く場における男女共同参画の推進

現況と課題

労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正などの法整備が進み、働く環境における制度面では男女平等が進んできました。しかし、実質的な格差が解消されるにはいたっておらず、結婚や出産を機に退職する女性は依然として多い状況です。家族介護を理由とする退職は男性女性双方に見られます。

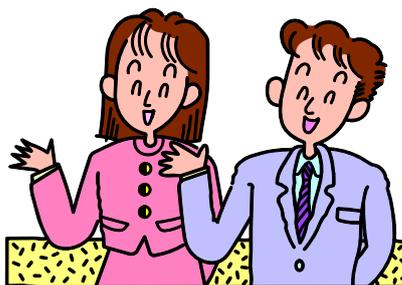
労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直し、育児・介護休業制度などの普及促進、短時間正社員などの柔軟な就業形態への対応などにより、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)を進め、働き続けることを選択できる環境づくりが必要です。さらに、男性も積極的に家事・育児・介護などを担う意識を職場全体で醸成するとともに、企業の慣習の是正や経営者の意識変革をすすめる、実践につなげることが必要です。

2012年(平成24年)7月に実施した「男女共同参画に関する事業所調査」では、就業者全体のうち約4割が女性ですが、そのうち約6割は非正規の労働者です。賃金においても3割近い事業所が男性を優遇しています。また、女性が補助的な仕事にまわる傾向やお茶くみ、清掃など本来の業務ではない仕事は女性の担当という回答もありました。一方で、女性管理職の割合は16.9%であったものの、女性自身が責任ある仕事を望まない傾向にあると答えた事業所も3割以上あり、男女の格差の解消とともに働く女性の意識改革の必要性が表れる結果となりました。

また、農林水産業、商工業などの家族経営の事業に従事する女性は、家事をすべて担いながら、生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしていることが多く、それにもかかわらず、適正に評価されていないことが少なくありません。事業活動と家庭生活との区分もあいまいで、労働時間や休日などの就業条件や収益の分配などが不明確になりがちです。

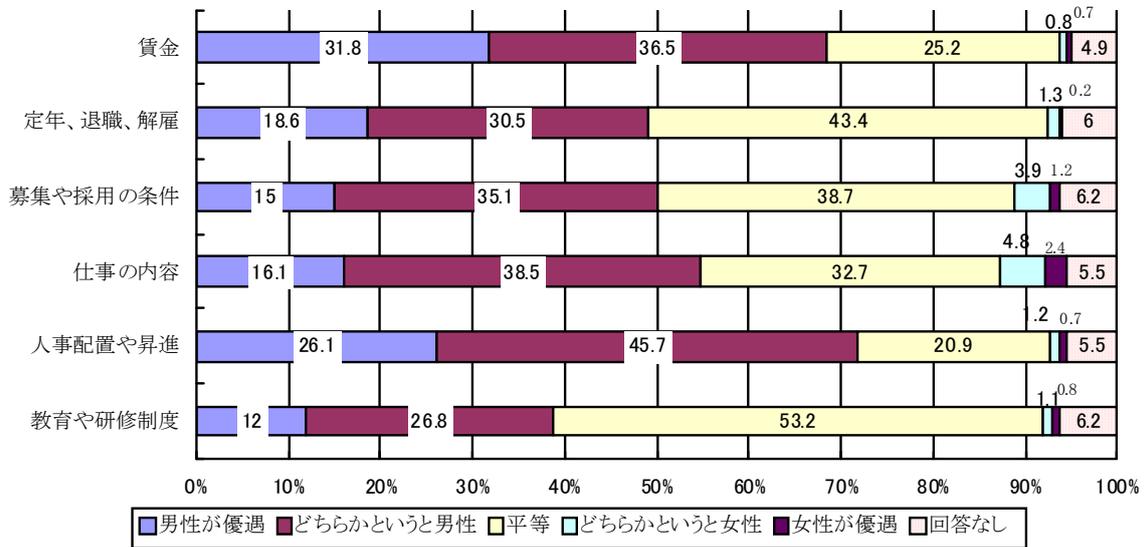
こうした状況を解消するため、家族経営の事業に従事する女性の労働環境の向上や生活の安定を図る施策が必要です。

働く場における男女共同参画意識の普及や、均等な機会と待遇の確保を進めるための具体的な取り組みを、関係機関と連携し推進していくことが必要です。

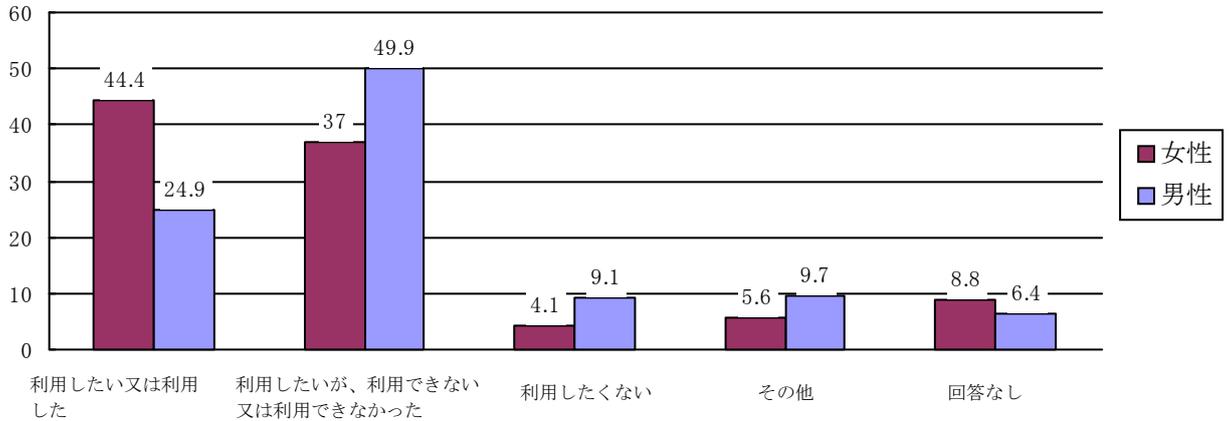


【市民意識調査(平成24年4月実施)結果】

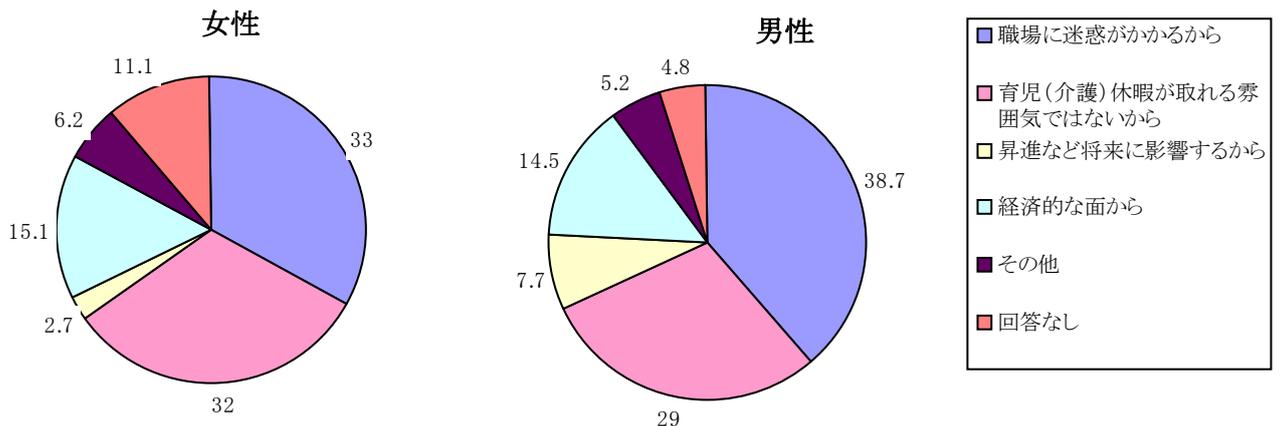
(設問) 職場における男女平等感について、それぞれの項目でお答えください。



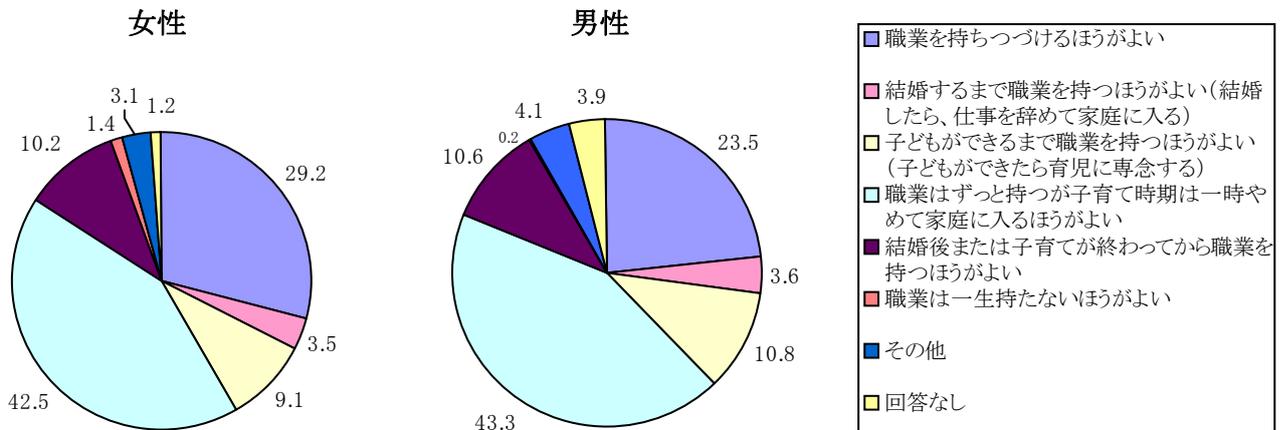
(設問) 「育児休業制度」や「介護休業制度」を利用することについてどう思いますか。



(設問) 「育児休暇制度」や「介護休暇制度」を利用できなかった又は利用したくない理由は何ですか。



(設問) 女性と職業のかかわり方について、どのようにお考えですか。



施策の方向性

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>①企業などにおける男女共同参画の取り組みの支援</p> | <p><u>関係法令などの広報、啓発など</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、労働基準法などの趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけることにより、募集、採用、賃金、昇給、昇進などにおける男女平等の実現をめざします。また、育児休業・介護休業制度の周知徹底と定着を図り、必要な時に取得できるよう働きかけを行います。 ◆ 国、県などの行う表彰制度や助成金について情報を発信します。 <p><u>女性雇用の促進と企業における管理職などの意識啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性が社会参加し、実力を発揮する場としての就労機会の拡大を関係機関と連携し、企業などへ働きかけます。 <p><u>男女共同参画推進条例の周知</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画社会の実現のために、条例で定めた「事業者が果たすべき役割」の周知に努めます。 |
| <p>②多様な就労形態を可能にする労働環境の整備</p> | <p><u>柔軟な就業形態選択の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関と連携し、ライフスタイルに合わせて多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職場や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されるよう情報提供に努めます。 <p><u>パートタイマー、派遣労働者の立場の保護</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ パートタイマーや派遣労働者などの立場を保護し、多様な労働環境を確保するため、関係機関と連携し、労働者と事業者の双方にパートタイム労働法・労働者派遣法などを周 |

| | |
|------------------|---|
| | <p>知し、情報提供に努めます。</p> <p>再就職の支援</p> <p>◆ 出産・育児、介護などにより離職し、再就職したい意欲のある人に対する支援を、関係機関と連携して行います。</p> |
| ③女性の能力発揮促進のための支援 | <p>女性の起業への支援</p> <p>◆ 起業する女性に対しては、関係機関と連携しながら、必要な情報を提供するとともに、相談に応じるなどの支援を行います。</p> <p>研修受講などの機会創出</p> <p>◆ 事業所内の研修などに性別に係わらず参加することができる職場環境になるよう働きかけます。</p> <p>家族経営の労働条件の改善</p> <p>◆ 自営業や農業など家族経営に従事する女性が、仕事と家事の区別なく働き続けることを解消できるよう、労働条件の改善を働きかけます。</p> |

【 成果目標 】

| 目標項目 | 現状値(2012年度) | 目標値(2017年度) |
|---|-------------|-------------|
| 市民意識調査における「賃金」に対する男女平等感について、女性の回答のうち「男性が優遇」「どちらか」と男性」の比率 | 72.0% | 50% |
| 市民意識調査における「人事配置や昇進」に対する男女平等感について、女性の回答のうち「男性が優遇」「どちらか」と男性」の比率 | 74.6% | 50% |
| 農業従事者の家族経営協定締結数 | 21件 | 25件 |



4 意思決定の場における男女共同参画の推進

現況と課題

女性は人口の半分、労働力人口の4割を占め、家庭・地域をはじめ社会の多くの分野の活動を担っています。新たな制度の構築や見直しにおいては、女性の視点を反映し、男女が均等に責任を担い、利益を享受することが必要です。また、経済分野においても、女性の役割を認識し、活動の機会を拡大することが必要です。

伊勢市においては、市の付属機関としての審議会などへの女性登用率は、2012年度(平成24年度)23.4%であり、女性委員のいない審議会などもあります。

さらに今後は、審議会だけでなく、企業、労働組合、自治会、地区みらい会議、PTAなどの各種機関・団体などにおいても、方針決定の場への男女共同参画が求められます。また、近年発生している大規模災害の検証結果から、女性の視点の重要性が注目されており、防災、減災、要援護者対策、避難所運営などを協議する場には、特に女性の参画を進める必要があります。

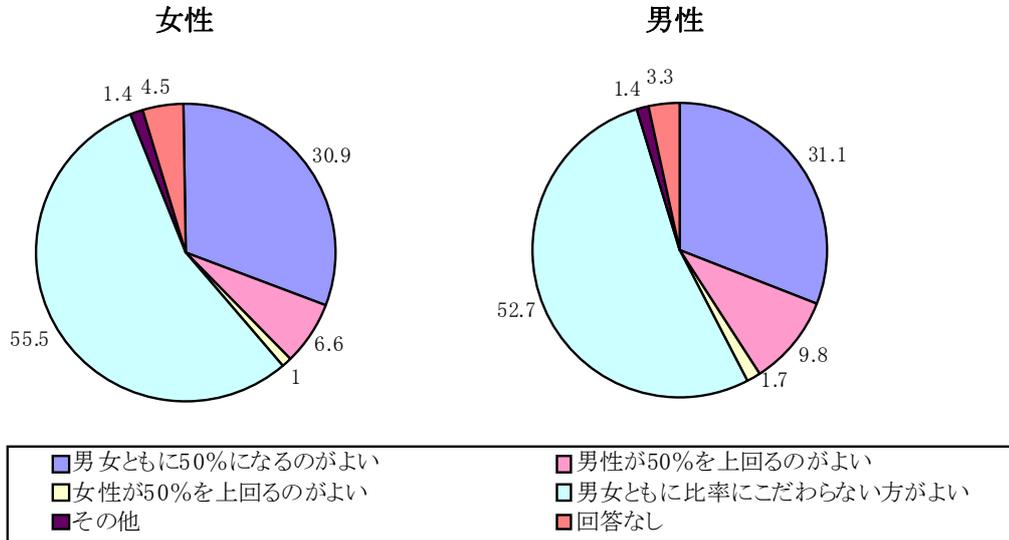
意思決定の場へ男女共同参画を進めるためには、女性の参画の重要性・必要性について、一層の啓発を進めなければなりません。併せて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)やポジティブアクション、女性の社会参画への支援に対する理解の普及、制度や慣行の見直し、企業などが男女共同参画に取り組むインセンティブの付与などの取り組みが求められます。

さらに、女性自身の意識啓発、意欲の増進、能力向上のための研修機会の確保など、女性が自己決定力や社会的な力をつけるための活動への支援が必要です。

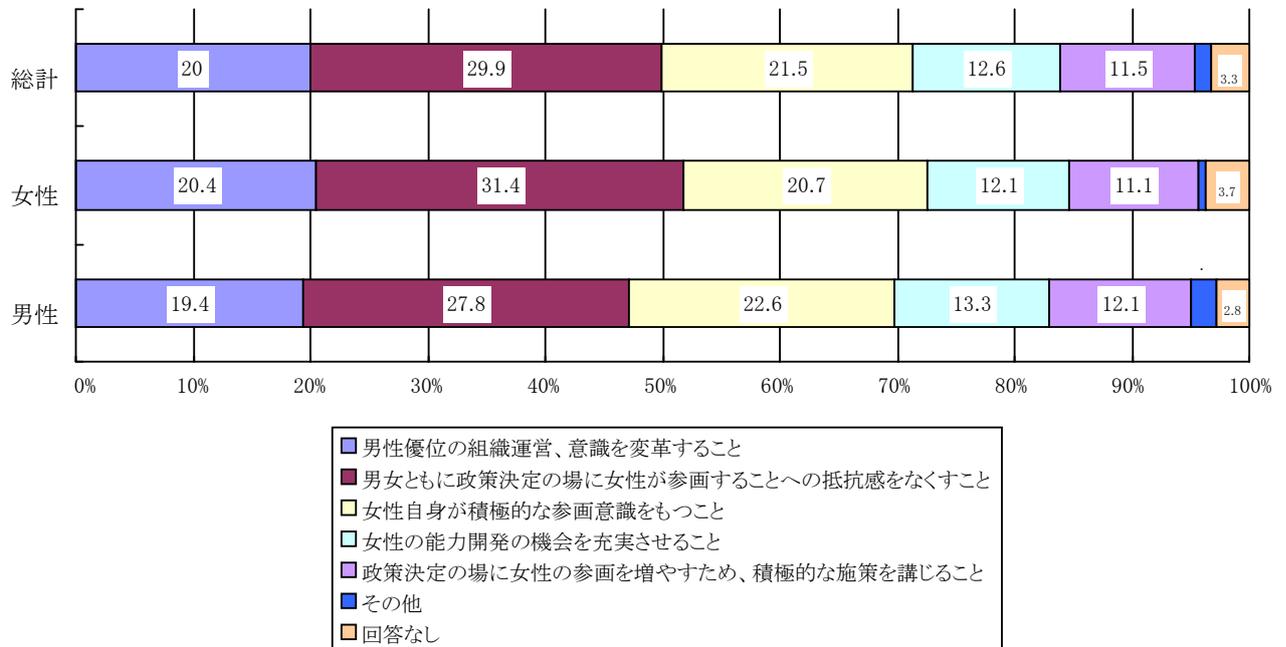


【市民意識調査(平成24年4月実施)結果】

(設問) 政策決定の場に参画する男女の比率についてどう思いますか。



(設問) 政策決定の場に女性の参画が増えるために必要なことは何だと思いませんか。



施策の方向性

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>①市の審議会、委員会などへの女性登用促進</p> | <p><u>女性委員の積極的登用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の委員会、審議会などの女性委員が40%以上となることを目標とします。また、女性委員がいない委員会などの解消をめざし、関係各課に積極的に働きかけ、女性の登用を推進します。 ◆ 委員構成の見直し、団体推薦などによる女性委員の登用、公募委員制の拡大など、男女が参画しやすいしくみづくりをすすめます。 <p><u>女性人材の把握と活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性の登用をすすめるため、女性人材の育成・把握に努め、積極的に各委員会へ推薦します。 |
| <p>②女性職員の管理・監督職への登用促進</p> | <p><u>女性職員の積極的登用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性の視点が組織の政策・方針決定の場で反映されることをめざし、女性職員の管理・監督職への登用や係長級職への登用をすすめます。 ◆ あらゆる部署に男女がバランスよく配置されるような職員配置をめざします。 |
| <p>③事業所や各種団体などの方針決定の場への女性の参画促進</p> | <p><u>さまざまな活動の場への参画促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ いろいろな団体などの会則や規約に、方針決定の場に男女が偏らず参画することを盛り込むよう働きかけます。 |

【 成果目標 】

| 目標項目 | 現状値(2012年度) | 目標値(2017年度) |
|---------------------|-------------|-------------|
| 市の審議会、委員会などへの女性の登用率 | 23.5% | 40% |
| 市の係長以上の女性職員の割合 | 29.6% | 35% |

5 人権の尊重と心身の健康支援

現況と課題

人権は与えられるものではなく、生まれながらにして持ち得ているもので、生命が誕生してからの人的一生にかかわるものです。だれもがその人らしく生涯を幸せに生きていくために、最も基本的な権利です。

女性が被害者になることが多い配偶者からの暴力やストーカー行為などに加え、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、いじめ、パワー・ハラスメントなどの人権侵害が顕在化してきています。さらに、IT技術の発達によりインターネットによる人権侵害も問題になってきています。

性別や年齢、生まれた家庭環境や社会的な立場などにかかわらず、人生のどの段階にあっても、一人の人間として尊重され、心身ともに健康に暮らすことができる社会でなければなりません。

また、生涯にわたって健康に暮らすことが理想ですが、病気になったり、介護が必要になったときでも、安心して必要な支援が受けられることが、男女が個性と能力を生かしていきいきと暮らしていくために大切なことです。

女性は妊娠や出産など、特有の機能を有することから、男女が互いの身体的特性を十分理解し、認識を深めることが必要です。特に現在は性に関する情報が氾濫しており、興味本位の情報などに接する機会も多くなっています。若年層の望まない妊娠や性感染症などを防ぐためにも、正しい知識の教育、普及啓発を、家庭、地域の理解を得ながら成長段階に応じ進めることが必要です。



施策の方向性

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>①人権意識に基づいた男女平等の意識づくり</p> | <p><u>男女平等の意識づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会に根強く残っている男女の固定的な役割分担意識を解消し、性別に係わりなく主体的に自らの行動を選択できる環境づくりに務めます。 ◆ マスメディアによる性の商品化や暴力表現をなくすよう働きかけます。 <p><u>人権意識に基づく個人の尊重</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 一人ひとりの存在を大切にし、互いの人権を尊重する意識を持ち、地域社会や家庭内において「意見を言う」ことができる環境づくりを進めます。 |
| <p>②国際的視野に立った男女共同参画の推進</p> | <p><u>国際社会の情報の収集、提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画に関する国際的な情報を収集し、必要に応じ提供を行います。 <p><u>多文化共生の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本と外国の歴史・文化や生活習慣、言葉を学ぶ機会をつくれます。 |
| <p>③性と生殖に関する健康支援の充実</p> | <p><u>保健事業の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康教育、健康や性に関する相談、訪問指導などの保健事業の充実に努め、生涯を通じた健康づくりを支援します。また、乳がん、子宮がんなどの女性特有の健康課題や、更年期障害などの加齢による健康問題についての正しい知識などの情報提供を行います。 <p><u>女性の健康についての理解促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠・出産期の女性の健康についての理解促進のため、妊婦への情報提供の充実や、より効果的な周知方法を検討します。 <p><u>性に関する正しい知識の普及啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 性に関する正しい知識と理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じた教育の充実に努めます。 <p><u>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解と定着</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念を情報発信し、認識を深めていくために、効果的な機会を捉えて啓発活動を実施します。 |

6 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

現況と課題

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの人権侵害行為が増大する傾向にあります。これらは決して許してはならない「暴力」であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。このような暴力の発生要因には、男女が置かれた状況や性別による固定的役割分担意識に根ざしている場合も多く、経済的・社会的に男性が女性を支配することを容認する男性優位な社会構造も要因のひとつと考えられています。

特に、ドメスティック・バイオレンス(DV)は、本来最も信頼すべき夫婦間で行われる暴力で、被害者の大半は立場の弱い女性です。家庭内の問題と見なされてしまったり、加害者が認識していないことも多く、被害が長期化、深刻化しやすい傾向にあります。

2001年(平成13年)4月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」は、2004年(平成16年)、2008年(平成20年)の改正を経て、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、DV防止と被害者の保護に関する関係機関の責務などを規定しています。

また、DVが起きている家庭にある子どもにとっては、直接暴力を振るわれることはもちろん、その目の前で暴力が繰り返されることは、子どもの心を深く傷つけ、様々な深刻な影響を与えることから、児童虐待の防止等に関する法律第2条で「児童虐待」に当たるとされています。

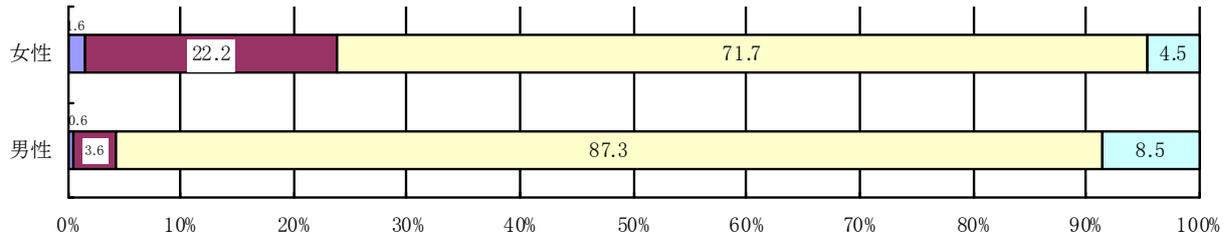
力によって相手を支配する人間関係を作ることのないよう、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識を形成するとともに、家庭・地域・学校において、幼少時期から個人の尊厳や男女共同参画の理念を踏まえた人権教育や、暴力によらない問題解決法などの教育を推進する必要があります。

【市民意識調査(平成24年4月実施)結果】

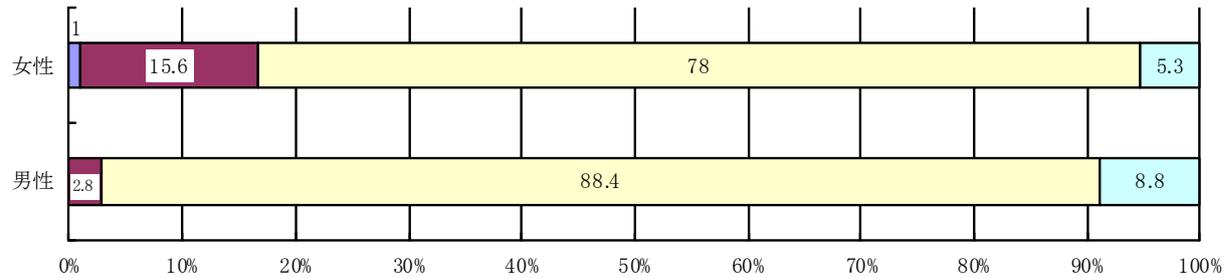
(設問) あなたは、異性から身体的もしくは精神的な暴力を受けたことがありますか。

■ たびたび受けている ■ 以前に受けたことがある ■ 受けたことがない ■ 回答なし

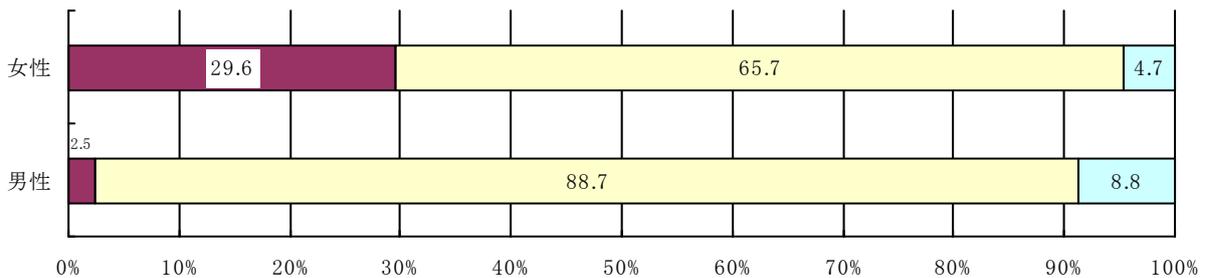
セクハラについて



配偶者や恋人など身近な人からの暴力について

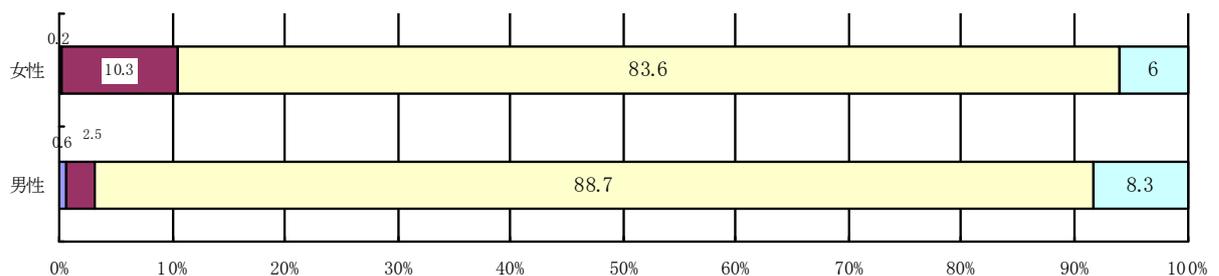


痴漢行為について

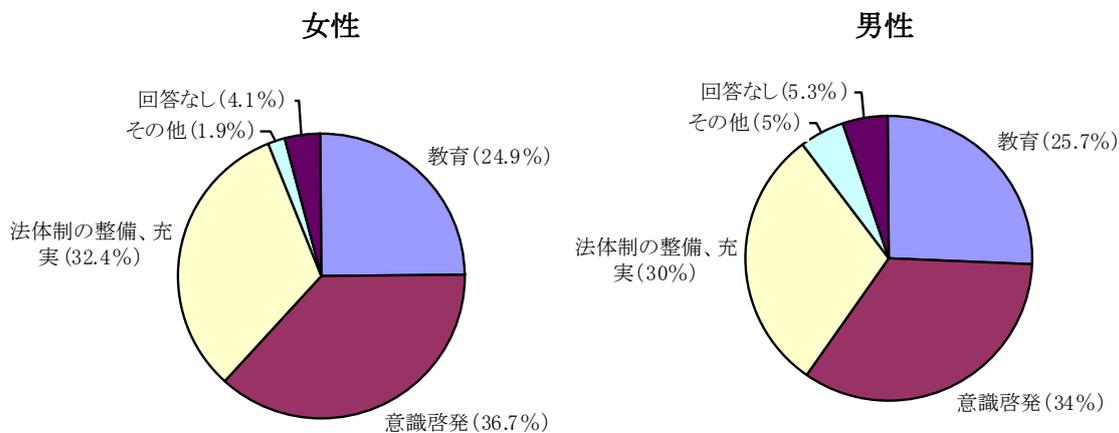


※「たびたび受けている」は共に0%

ストーカー行為について



(設問) あなたは、女性に対する暴力をなくすために必要なことは何だと思いますか。



【女性相談状況】

| 相談種別 | 19年度 | | 20年度 | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | |
|----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 実人員 | 延べ件数 |
| 夫等の暴力(DV) | 28 | 156 | 37 | 305 | 40 | 217 | 39 | 172 | 45 | 211 |
| 離婚問題 | 12 | 18 | 18 | 24 | 19 | 24 | 14 | 16 | 11 | 16 |
| 夫等の問題(酒乱・薬物中毒等) | 5 | 5 | 4 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 子どもの問題(子どもの暴力・養育不能等) | 3 | 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 9 |
| 親族の問題(親・その他の親族の暴力等) | 3 | 3 | 1 | 1 | 13 | 36 | 8 | 15 | 4 | 36 |
| その他の人間関係 | 10 | 12 | 5 | 5 | 6 | 13 | 0 | 0 | 4 | 47 |
| 経済関係(借金・生活困窮等) | 8 | 10 | 1 | 2 | 2 | 4 | 7 | 12 | 5 | 10 |
| 医療関係 | 4 | 8 | 1 | 5 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 81 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 6 | 1 | 12 |
| 計 | 73 | 217 | 69 | 349 | 84 | 298 | 75 | 226 | 78 | 423 |
| 一時保護 | 4 | | 7 | | 2 | | 5 | | 8 | |

資料：こども家庭相談センター

【住所情報保護申出状況】

(平成24年3月31日現在)

| 区分 | 申出者 | 併せて支援を求める者 | 計 |
|-----------|-----|------------|-----|
| 受理分 | 20 | 23 | 43 |
| 他市からの支援要請 | 7 | 10 | 17 |
| 計 | 27人 | 33人 | 60人 |

資料：戸籍住民課

施策の方向性

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>①暴力を許さない社会の意識づくり</p> | <p><u>暴力を許さない社会意識の形成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントやストーカー行為、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待など、いかなる暴力も許さないという意識の浸透のため、正しい知識・認識の普及啓発を更に充実していきます。 <p><u>発生防止と早期発見</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報紙、市のホームページ、パンフレットなどにより、DVやDV防止法、相談窓口に関する情報を幅広く提供し、発生防止と早期発見に努め、被害の拡大防止をめざします。また、男性相談に関する情報提供も行っています。 |
| <p>②ドメスティック・バイオレンスへの対策</p> | <p><u>DVについての正しい知識、認識の啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ DVを許さない社会をつくるために、DVに対する正しい知識・認識を持ってもらうよう、効果的な情報発信を行っています。 ◆ DV被害者に対して、相談・支援体制などに関する情報提供を強化します。 <p><u>相談体制の整備・充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ こども家庭相談センターを中心に女性相談員、警察、学校、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を強化し、DV被害者が、相談をしやすい体制の整備、充実に努めます。 <p><u>被害者の自立支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ DV被害者が加害者から逃れ、経済的、精神的に安心して生活を送れるよう、関係機関と連携し、様々な方策を検討します。 ◆ DV被害者から住民基本台帳事務などにおける支援措置申出があった場合は、市の各部署で情報を共有し、被害者の安全確保に取り組みます。 |
| <p>③セクシュアル・ハラスメントなどへの対策</p> | <p><u>セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為についての正しい知識、認識の啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為を防止するため、雇用の分野のほか、地域や日常生活の場においても発生することなど、正しい知識と認識の情報提供を行います。 |

第5章 推進体制の充実と強化

私たちが目指す男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、事業者、教育者、NPOなどが協働し、家庭・地域・職場・学校など、社会のあらゆる場で、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

1 庁内における推進体制の強化

市においては、健康、福祉、教育、文化、雇用、産業、観光、防災、環境、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取り組みが必要です。市の政策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させていくとともに、関係部門の連携により総合的な取り組みを行います。

- ・ 伊勢市男女共同参画推進委員会

2 計画の評価と進行管理体制の整備

計画の進行管理及び評価については、庁内各部署及び推進委員会によるほか、男女共同参画審議会の意見を徴し、今後の取り組みに反映させます。また、施策の実施状況について、年次報告を作成し公表します。

- ・ 伊勢市男女共同参画審議会

3 関係機関、市民、NPO等との協力体制

男女共同参画社会を実現するためには、市民、事業者、教育者、NPOなどの役割が重要です。家庭、地域、職場などにおいて、それぞれの立場で、積極的な取り組みが行われることを期待します。

計画推進にあたっては、市民、事業者、教育者、NPOなどの主体的な活動を尊重しながら協働に努め、県や国との連携を図ります。

4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民、事業者、教育者、NPOなどから相談・苦情があれば、適切な対応を行います。

資料

| | | |
|----|---------------------------|----|
| 1 | 計画策定経過 | 34 |
| 2 | 伊勢市男女共同参画審議会委員名簿 | 35 |
| 3 | 伊勢市男女共同参画推進条例 | 36 |
| 4 | 伊勢市男女共同参画審議会規則 | 41 |
| 5 | 伊勢市男女共同参画推進委員会設置要綱 | 42 |
| 6 | 男女共同参画行政のあゆみ | 44 |
| 7 | 男女共同参画社会基本法 | 46 |
| 8 | 三重県男女共同参画推進条例 | 51 |
| 9 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 | 55 |
| 10 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 | 59 |
| 11 | 用語解説 | 69 |

1 計画策定経過

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 平成24年 4月 | 第1回男女共同参画推進委員会 男女共同参画に関する市民意識調査 |
| 5月 | |
| 6月 | 第1回男女共同参画審議会(諮問) |
| 7月 | 男女共同参画に関する事業所調査 第2回男女共同参画推進委員会 |
| 8月 | 第3回男女共同参画推進委員会 |
| 9月 | 第2回男女共同参画審議会 第3回男女共同参画審議会 |
| 10月 | 第4回男女共同参画推進委員会 第5回男女共同参画推進委員会 |
| 11月 | 第4回男女共同参画審議会 パブリックコメント制度の実施 |
| 12月 | |
| 平成25年 1月 | 第6回男女共同参画推進委員会 第5回男女共同参画審議会 |
| 2月 | 答申書の提出 |
| 3月 | 計画策定 公表 |

2 伊勢市男女共同参画審議会委員名簿

| | 氏 名 | 所 属 等 |
|--------|--------|---------------------|
| 会 長 | 建部 久美子 | 皇學館大学現代日本社会学部准教授 |
| 委 員 | 山川 一子 | 男女共同参画れいんぼう伊勢 |
| | 牛江 康子 | 「めざそや！共同参画」編集委員 |
| | 小寺 留男 | 総連合自治会 |
| | 秋山 則子 | NPO法人三重みなみ子どもネットワーク |
| | 濱口 晃一 | 民生委員児童委員協議会連合会 |
| | 森本 幸生 | 人権施策推進協議会 |
| | 原 好子 | アイリス伊勢志摩 |
| | 松本 由香里 | 伊勢商工会議所女性部 |
| | 畑井 祐樹 | 連合三重伊勢志摩地域協議会 |
| | 倉野 斉子 | 伊勢農業協同組合女性部 |
| | 岩崎 眞市 | 小中学校校長会 |
| | 鳥井 早葉子 | 三重県職員 |
| | 大形 弘 | 一般公募市民 |
| 上野 尚 | 一般公募市民 | |
| 山口 伊津子 | 一般公募市民 | |

3 伊勢市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 基本的施策等(第10条—第15条)

第3章 伊勢市男女共同参画審議会(第16条—第18条)

第4章 雑則(第19条)

附則

前文

私たちが目指す社会は、性別による差別がなく、男女それぞれがパートナーとして互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は、本市の重要課題のひとつです。

男女共同参画社会を実現するためには、いまだに存在する性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度、慣行等男女共同参画社会の実現を妨げる要因を解消する必要があります。

さらに、男女共同参画の視点を持ち、国際化、情報化、少子高齢化等社会の急激な環境変化に速やかに対応しながら、社会のあらゆる分野において男女の人権を十分に尊重していかなければなりません。

また、男女がその個性と能力を主体的に発揮することができ、それぞれの多様な生き方が認められ、互いを思いやり、すべての人が自立する社会を目指す取組を進めることも必要となります。

このような理念から、私たちは、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な分野において、市、市民、事業者及び教育者が協働して、男女共同参画社会の形成促進を図り、男女が性別にとらわれないことなく、共に生き生きと個人の特性や能力を発揮できる伊勢市をつくるため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者及び教育者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が共に生き生きと暮らすことのできる社会をつくることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、

当該機会を積極的に提供することをいいます。

- 3 この条例において「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者及びその他市内で活動するすべての者をいいます。
- 4 この条例において「事業者」とは、本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体をいいます。
- 5 この条例において「教育者」とは、家庭教育、学校教育、生涯教育その他あらゆる教育や学習に携わる者をいいます。

(基本理念)

第3条 本市における男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」といいます。)として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとらわれることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができるとともに、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。
- (5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策とし、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければなりません。

- 2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び県と連携又は調整を図るとともに、他の地方公共団体との連携に努めるものとします。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者、教育者及び関係団体との連携に努めるものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会を確

保するとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動を両立することができる職場の実現に取り組み、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければなりません。

(教育者の責務)

第7条 教育者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければなりません。

(禁止事項)

第8条 すべての人は、いかなる場合においても、他人に身体的又は精神的な苦痛を与える行為が、人権を侵害する行為であることを認識し、主に次の行為をしてはなりません。

- (1) 性別を理由とした差別的な取扱いをすること。
- (2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与えること。
- (3) 配偶者、恋人その他親密な関係にある者に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又は暴力的な言動をすること。

(パートナーの日)

第9条 市民、事業者及び教育者の間に広く男女共同参画に関する理解と関心を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する取組が積極的に行われるようにするため、男女が互いに思いやる日としてパートナーの日を設けます。

- 2 パートナーの日は、毎年8月17日とします。
- 3 市は、第1項で定めるパートナーの日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民、事業者及び教育者の参加を求めるものとします。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めなければなりません。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民、事業者及び教育者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとします。
- 4 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第16条において定める伊勢市男女共同参画審議会(以下この章において「審議会」といいます。)の意見を聴かなければなりません。
- 5 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(積極的改善措置等の必要な措置)

第11条 市は、執行機関である委員会の委員、附属機関である審議会等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合にあつては、積極的改善措置を講じることにより、できる限り男女の均衡を図るものとします。

2 市は、事業者がその事業活動において積極的改善措置その他男女共同参画を推進するための措置を講じようとする場合には、当該措置に必要な情報の提供その他の支援を行う等適切な措置を講じるよう努めるものとします。

(苦情又は相談の申出への対応)

第12条 市長は、性別による人権侵害又は男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育者から苦情又は相談の申出があつた場合には、適切な措置を講じるように努めます。

2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとします。

(推進体制の整備)

第13条 市は、関係部局の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、市内における推進体制を整備します。

(表彰)

第14条 市長は、他の者のモデルとなる男女共同参画の推進に関する取組を行った事業者又は男女共同参画の推進に寄与した者について、審議会の意見を聴いて、これを表彰することができます。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第3章 伊勢市男女共同参画審議会

(伊勢市男女共同参画審議会の設置)

第16条 本市に、伊勢市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

(所掌事務)

第17条 審議会は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 基本計画に関し、第10条第4項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査及び審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査及び審議し、必要があると認めるときは、市長等の執行機関に対し、意見を述べること。
- (4) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市長等の執行機関に対し、意見を述べること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織等)

第18条 審議会は、委員16人以内で組織します。

- 2 委員の数は、男女のいずれか一方の数が10分の4未満とならないようにしなければなりません。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
 - (1) 市民
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 関係団体又は公共的団体から推薦された者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者
- 4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 委員は、再任されることができます。
- 6 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別で定めるものとします。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4 伊勢市男女共同参画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、伊勢市男女共同参画推進条例(平成19年伊勢市条例第8号)第18条第6項の規定に基づき、伊勢市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等の要求)

第4条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境生活部市民交流課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成21年3月30日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

5 伊勢市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、伊勢市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の進行管理に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策について関係する部署間の総合調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、市民交流課長(男女共同参画担当副参事が置かれているときは、当該副参事)をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 別表に掲げる所属を代表する者
 - (2) 職員のうちから座長が指名する者
- 4 座長、委員のうち男女いずれか一方の数は、その総数の10分の4未満としないこととする。

(座長の職務)

第4条 座長は会務を総理し、推進委員会を代表する。

- 2 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、市民交流課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

| |
|--|
| 職員課 危機管理課 人権政策課 環境課 健康課 生活支援課 こども課 長寿課 商 工労政課 産業支援課 農林水産課 都市計画課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 教育研究所 市民交流課 二見総合支所地域振興課 小俣総合支所地域振興課 御菌総合 支所地域振興課 |
|--|

6 男女共同参画行政のあゆみ

| 西暦 (年号) | 世界の動き | 日本の動き | 三重県の動き | 伊勢市の動き |
|--------------|--|---|---|---|
| 1975 (50) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人年世界会議」をメキシコシティで開催 ・「世界行動計画(1975～85年)」を採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」 ・「婦人問題企画推進会議」設置 ・総理府に「婦人問題担当室」発足 | | |
| 1976 (51) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」始まる | <ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 ・民法等一部改正施行(離婚復氏制度) | | |
| 1977 (52) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定(昭52～61) ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・「国立婦人教育会館」開館 | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人関係行政推進連絡会議」設置 | |
| 1978 (53) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部青少年健民課に専任職員を配置 ・「三重県婦人問題懇話会」設置 | |
| 1979 (54) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県の婦人対策の方向」(県内行動計画)策定 ・「婦人実態調査」実施 | |
| 1980 (55) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年中間年世界会議」をコペンハーゲンで開催 ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部が「国連婦人の十年中間年全国会議」を開催 | | |
| 1981 (56) | <ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 | <ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」発表 | <ul style="list-style-type: none"> ・「明日の婦人問題を考える三重県会議」設置 | |
| 1983 (58) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健民課を「青少年婦人課」に改め各県民局の商工生活課の所掌事務に婦人対策を加える ・「三重県婦人問題推進協議会」設置 ・「婦人問題を語る県民のつどい」開催 ・「婦人問題に関する県民の意識と生活実態調査」実施 | |
| 1985 (60) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年最終年世界会議」ナイロビで開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択(1986～2000年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行 ・「女子差別撤廃条約」批准、発効 | <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県婦人問題推進協議会」から「三重県の婦人対策に関する提言」提出 ・「三重県婦人問題協議会」設置 | |
| 1986 (61) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・国民年金法の一部改正施行(婦人年金権の確立) ・男女雇用機会均等法施行(旧:勤労婦人福祉法) | <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県婦人問題協議会」から「第2次県内行動計画(仮称)策定に関する基本的事項について」意見具申 ・「婦人問題シンポジウム」開催 | |
| 1987 (62) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「みえの第2次行動計画—アイルスプラン」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当窓口を教育委員会社会教育課へ設置 |
| 1988 (63) | | <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法の一部を改正する法律施行「農山漁村婦人の日」の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の生活実態と意識に関する調査」実施 | |
| 1989 (1) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法施行規則等の改正 | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人対策監」の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・第7回市民アンケート調査に女性施策関連項目を創設 ・総合計画女性フォーラムが「女性施策の推進」と「国際化の推進」について答申 |
| 1990 (2) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・国際識字年 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・第4期総合計画に上記の章を設ける ・企画広報課に女性問題担当主査を設置 ・「庁内女性施策政策調整会議」「庁内女性施策担当者」設置 |
| 1991 (3) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ・「育児休業等に関する法律」成立 | | <ul style="list-style-type: none"> ・企画広報課に女性施策調整係を設置 ・女性行政担当窓口を市長部局(企画広報課)と教育委員会部局(社会教育課)の両方に設置 |
| 1992 (4) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等に関する法律」施行 ・我が国初婦人問題担当大臣誕生 | <ul style="list-style-type: none"> ・「青少年婦人課」から「青少年女性課」に改める ・第1回女性の海外研修アイルスの翼実施 ・「女性問題に関する県民意識と生活実態調査」実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎ホールに女性コーナー設置 ・伊勢市女性活動計画策定 |
| 1993 (5) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布、施行 | | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回女性文化祭県と共催 |

| | | | | |
|--------------|--|--|---|---|
| 1994 (6) | | ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置 | ・三重県女性問題協議会から「第3次三重県女性行動計画(仮称)策定に関する基本的事項について」提出 ・女性センターオープン | ・「乳幼児をかかえる親の意識・実態調査」実施 ・第1回レディス文化祭開催 |
| 1995 (7) | ・第4回国連世界女性会議北京で開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択 | ・介護休業法成立 99年から導入 | ・青少年女性課を福祉部から生活文化部に改編「女性政策審議監(次長級)」設置 ・「みえの男女共同参画推進プラン・アイリス21」策定 | ・第4回世界女性会議NGOフォーラム女性海外研修派遣 |
| 1996 (8) | | ・国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 | ・青少年女性課に男女共同参画室創設 | ・女性初市議会副議長誕生 ・企画振興部に女性課誕生 ・「伊勢市職員の意識と生活実態調査」実施 ・「伊勢市れいんぼうプラン懇話会」の設置 ・「れいんぼうフォーラム」開催(男女共同参画社会の実現に向けての活動支援会議)総理府、男女共同参画推進本部、三重県との共催 |
| 1997 (9) | | ・男女共同参画審議会設置法施行 | | ・女性問題に関するアンケート実施 ・伊勢市男女共同参画れいんぼうプラン策定 |
| 1998 (10) | | | ・アイリス21推進連携会議(アイリスネットワーク)設置 | ・パートナーの日設置 ・審議会等への女性委員登用推進要綱制定 ・いせトピアに女性室設置 ・女性情報紙れいんぼう創刊 |
| 1999 (11) | | ・男女共同参画社会基本法公布施行 ・改正男女雇用機会均等法・労働基準法(女性の参画の促進を規定) ・食料・農業・農村基本法 施行 ・農山村男女共同参画指針 | | ・「女性週間三重のつどい」女性少年室・県と共催 ・職員セクハラ防止マニュアル作成 |
| 2000 (12) | ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択 | ・介護保険法施行 ・児童虐待防止法施行 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律施行 ・男女共同参画基本計画策定 | ・三重県男女共同参画推進条例公布 ・日本女性会議2000津開催 | ・職員セクハラ苦情処理要綱施行 ・男女共同参画アドバイザー設置(小俣町) ・男女共同参画意識・生活実態アンケート実施(小俣町) |
| 2001 (13) | | ・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 ・DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)施行 | ・三重県男女共同参画審議会」設置 ・「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称 | ・男女共同参画課と課名変更 ・男女共同参画都市宣言 ・女性模擬議会開催 ・男女共同参画に関する市民意識と生活実態調査実施 ・伊勢市男女共同参画推進懇話会設置 |
| 2002 (14) | | | ・男女共同参画基本計画策定 | ・伊勢市男女共同参画推進条例施行 ・伊勢市男女共同参画審議会設置 ・いせファミリーサポートセンター設置 |
| 2003 (15) | | ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 | | ・伊勢市男女共同参画基本計画(第2次れいんぼうプラン)策定 |
| 2004 (16) | | ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)決定 | | ・いせトピアの女性室を「れいんぼうルーム」に名称変更 |
| 2005 (17) | ・第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)開催(ニューヨーク) | ・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 | ・男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定 | ・市民参画交流課に男女共同参画係を設置 |
| 2006 (18) | ・東アジア男女共同参画担当大臣会合を東京で開催 | | ・三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画策定 | ・新伊勢市誕生(旧伊勢市、小俣町、二見町、御薮村が合併) ・男女共同参画懇話会設置 ・男女共同参画都市宣言 |
| 2007 (19) | | ・改正男女雇用機会均等法」施行 | ・男女共同参画基本計画(改訂版)策定 ・「男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定 | ・伊勢市男女共同参画推進条例施行 ・伊勢市男女共同参画審議会設置 ・女性初市議会議長誕生 |
| 2008 (20) | | ・「パートタイム労働法」改正 | | ・伊勢市男女共同参画基本計画策定 |
| 2009 (21) | | ・「育児・介護休業法」改正 | ・三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定 | ・男女共同参画市民意識調査実施 |
| 2010 (22) | ・第49回国連婦人の地位委員会開催 | ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 | | |
| 2011 (23) | | | ・第2次男女共同参画基本計画策定 ・三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定 | |
| 2012 (24) | | | | ・男女共同参画市民意識調査実施 ・男女共同参画に関する事業所調査実施 |

※平成17年合併までは旧伊勢市の動き、旧伊勢市以外の動きは()で合併前の町を表示

7 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

改正 平成11年7月16日法律第102号

改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。(以下略)

8 三重県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第12条）

第3章 三重県男女共同参画審議会（第13条—第18条）

附則

21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町と協働して実施するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

- 2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町との協働)

第7条 県は、市町に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第1号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。
- 一 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項
 - 二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項
 - 三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項
 - 四 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項
 - 五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第13条第1項の三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力)

第9条 県は、市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力をを行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

第13条 知事は、三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 基本計画に関して、第8条第4項に規定する事項を処理すること。
 - 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
 - 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第17条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

- 2 専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日三重県条例第47号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月21日三重県条例第67号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

9 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（平成 19 年 12 月 18 日官民トップ会議において調印・決定）

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、

仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、

仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必

ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

1 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

2 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

3 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

10 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年 4月 13日法律第 31 号
改正 平成 16年 6月 2日法律第 64 号
改正 平成 19年 7月 11日法律第 113 号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援する

ことを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援セン

ターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚

- をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゅう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住

居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があるこ

とにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事

情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、被害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (以下略)

1 1 用語解説

あ

★ 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児及び家族の介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的としています。男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年に改正され、雇用主に、育児や介護のための休暇制度を設けること等が義務付けられました。平成24年7月から全面施行されました。

★ イクメン

育児を積極的に率先して行う男性、育児を楽しんで行う男性のことをいいます。

★ インセンティブ

行動を変化させたり、やる気を起こさせるような外部からの刺激や動機のことをいいます。表彰、奨励金などにより誘因する場合があります。

★ NPO（民間非営利組織）

行政、企業とは別に、営利を目的とせず社会活動をする民間組織をいいます。福祉、環境、まちづくり、男女共同参画など様々な分野で活動を行っています。

★ エンパワーメント

力をつけること。本来持っている力を回復させることをいいます。男女共同参画の推進には、女性が自己決定力や社会的、政治的、経済的、文化的な力をつけること、特に政策、方針決定の場に参画できる能力などを身につけることが重要です。

か

★ 家族経営協定

農業経営を担っている世帯員相互間のルール（経営方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等）を文書にして取り決めたものです。

★ 家内労働法

家内労働とは、いわゆる内職のことをいいます。家内労働法は、昭和45年に制定され、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的としています。最低工賃制度、家内労働手帳制度、工賃支払いの確保、安全衛生の措置などについて定めています。

★ 間接差別

外見上は、性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指します。

★ 共生

国籍、人種、宗教、文化などに違いがある人々（集団）が、お互いの違いを理解し、認

め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていくことをいいます。

★ 合計特殊出生率

女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢別の出生率を合計し、1人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均を表したものです。

★ 国際婦人年

1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。

★ 国連婦人の十年

1975年の第30回国連総会において、1976年～1985年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。女性問題解決に国際的に取り組むことを宣言した1976年～1985年の期間をいいます。

★ 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

★ こども家庭相談センター

子育ての悩み、児童虐待、配偶者間のトラブル、DVなどの女性相談等の機能を併せ持つ平成23年4月に新設された市の機関です。



★ 参加と参画

「参加」は仲間として加わることをいいます。「参画」は単に参加するだけでなく、企画立案や決定に自らの意志で関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うという主体的・積極的な態度や行動をいいます。

★ ジェンダー(社会的性別)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

★ ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)

国連開発計画による指数で、女性が社会的、政治的、経済的にどれくらい力を持っているか、女性の政治的、経済的な意思決定への参加を示すもの。具体的には、女性の稼働所得割合、専門職・技術職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合などを用いて算出されます。

★ ジェンダー不平等指数(GII)

国連開発計画による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨

げられているかを明らかにするもの。「保健分野」「エンパワーメント」「労働市場」の3側面5指標から構成されています。近年、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）に代わり、収入における格差を取り入れていないジェンダー不平等指数（GII）が多く用いられています。

★ ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治的分野及び保健分野のデータから算出されます。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできるものです。具体的には、「経済分野」「教育分野」「保健分野」「政治分野」の4側面12指標データから算出されます。2012年10月に発表された日本の順位は135カ国中101位でした。

★ 住所情報保護申出（住民基本台帳などにおける支援措置申出）

加害者から逃れるため、DVやストーカー行為の被害者が、住所情報を本人以外に知られないようにする取り扱いとするための申出。

★ 将来の伊勢市のすがた

伊勢市が、20年後の推計人口を地域・年齢別に算出し、その予測結果から、医療・介護・保育などの社会保障を始め、教育、産業などの分野における課題を客観的にまとめたもの。

★ 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和54年国連総会で採択された女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念にした条約。日本は昭和55年に署名し、昭和60年に批准、発効しました。あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習や慣行等個人の意識を変革するよう求めています。

★ ストーカー行為

同一の者に対して執拗に、つきまとい、待ち伏せ等を繰り返し、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為をいいます。平成12年5月には、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めた、ストーカー規制法（ストーカー行為等の規則等に関する法律）が制定されています。

★ セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかい、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。特に雇用の場においては、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されることとされています。

★ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。



★ 地区みらい会議

地域住民が中心となって、概ね小学校区を単位として設置を進めている新たな地域自治組織。「自分たちの地域は自分たちでつくる」との考えのもと、補完性の原理を基本として、自治会の枠を超えた地域の特性を生かした地域づくりが始められています。

★ DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するため、被害者の相談、保護、自立支援等の体制を整備し、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定しています。

★ ドメスティック・バイオレンス（DV）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力のことです。心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力などを含みます。

★ 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としています。平成11年の改正では、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止され、平成19年の改正では、男性への差別も禁止されました。



★ 人間開発指数（HDI）

国連開発計画による指数で、「長寿の全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出しています。



★ パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）

短時間労働者について、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実、その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上に関する措置などを講ずることによって、短時間労働者の雇用条件の改善を目的としています。

★ パートナーの日

市民、事業者及び教育者の間に広く男女共同参画に関する理解と関心を深め、男女共同参画を推進する取組みが積極的に行われるよう、伊勢市男女共同参画推進条例において、男女が互いを思いやる日として、毎年8月17日をパートナーの日と決めています。

★ パワー・ハラスメント

仕事上の上下関係・権利関係を不当に利用することによる嫌がらせ、いじめなどです。職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させあるいは雇用不安を与えることとなります。

★ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供、その他の援助などを行います。県の婦人相談所その他の適切な施設に設置されています。

★ ファミリーサポートセンター

保育等について、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において相互援助活動を行う組織です。

★ フレックス・タイム制度

労使間の協定により、労働者が一定の時間帯の中で勤務の開始と終了を自由に選択できる制度です。

★ 放課後児童クラブ

親が働いていて放課後の保育が十分保障されない主に小学校低学年児童等に対し、家庭にかわる保育を行う施設・事業。「学童保育」とも呼ばれています。



★ メディア・リテラシー

メディア(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌など)の伝えている情報を主体的に読解・活用する能力と、メディアを使って表現する能力をいいます。メディアの伝えている情報を視聴者や読者として、無批判で受動的に受け止めるだけでなく、批判する力を育て、メディアを使った発信能力を持つことが必要になります。



★ ユニバーサル・デザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障害の有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように施設、製品、制度などを設計することをいいます



★ ライフスタイル

生活の様式、営み方。その人の人生観、価値観、習慣などを含めた生き方をいいます。

★ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、人権の重要な一つとして認識されています。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

★ 労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）

労働者派遣業の適正な運営と派遣労働者の就業条件の整備、雇用の安定、福祉の増進に資することを目的に昭和60年に制定されました。平成24年10月には改正法が施行され、派遣会社・派遣先に、派遣労働者の保護を図るための新たな事項が課せられました。



★ ワークショップ

講義など一方的な知識伝達の方法ではなく、参加者が自ら参画、体験し、グループでの意見や技術の交換で何かを学んだり創出したりする形式をいいます。

★ ワークライフバランス

仕事と生活の調和をいいます。深刻な人口減少が進む中で、一人ひとりが充実した生き方ができるように、仕事、家庭生活、地域生活などさまざまな活動を、自らの希望するバランスで展開できる環境を整えることが求められています。

第2次伊勢市男女共同参画基本計画

第2次れいんぼうプラン

発行：2013年3月

伊勢市環境生活部市民交流課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL 0596-21-5513 FAX0596-21-5642

E-mail kouryu@city.ise.mie.jp